

An aerial photograph of a construction site. On the left, there is a dense green forest. On the right, a large area of brown earth has been excavated, showing tire tracks and a yellow excavator. A yellow banner is overlaid on the right side of the image, containing text.

Applying IFRS

気候変動の会計 処理

2023年8月

The EY logo, consisting of the letters 'EY' in a bold, white, sans-serif font, with a yellow triangle pointing upwards to the right of the 'Y'.

Building a better
working world

目次

概要	3
1 開示に関する要求事項	6
1.1 論点	6
1.2 影響	6
2 有形固定資産	18
2.1 論点	18
2.2 影響	18
3.資産の減損	24
3.1 論点	24
3.2 影響	24
4.引当金	35
4.1 論点	35
4.2 影響	35
5.公正価値測定	42
5.1 論点	42
5.2 影響	42
6.金融商品	47
6.1 論点	47
6.2 影響	47
7.炭素クレジットとグリーン電力証書	61
7.1 論点	61
7.2 影響	61
付録 1:その他の気候関連の会計上の検討事項	69
付録 2:本稿の重要な変更点の要約	71

重要ポイント

- ▶ 企業の財務諸表における気候関連事項の測定及び開示に注目が集まっている。
- ▶ 気候変動が企業の財務諸表に与える影響の算定には、相当の労力と判断が必要になり得る。
- ▶ 企業は、各 IFRS 会計基準に定められた特定の開示規定に準拠する必要がある。また、基準の開示目的を満たすために、財務諸表において追加の開示が必要となる場合もある。したがって、開示の範囲を決めるにあたり、企業は、気候変動が財政状態、財務業績及びキャッシュ・フローに与える影響を財務諸表の利用者が理解するにはどのような情報が求められるかを慎重に検討しなければならない。
- ▶ 本冊子は、参考となる知見や開示例を提供することで、気候変動が会計処理に及ぼす影響を企業が評価及び報告する際の一助となることを目的としている。

概要

社会が気候変動に与える影響を減らすための取組は、かつてないほど大きなものになっている。また同時に、企業が明確なコミットメントを報告することに対する利害関係者からの期待も前例のないほど高まっており、これは予見可能な将来にわたって続くと考えられる。

IFRS には気候関連事項に関する単一の明確な基準書が存在しないものの、気候リスク及びその他の気候関連事項は、様々な分野の会計処理に影響を及ぼす可能性がある。財務諸表への現時点での影響は必ずしも定量的には重要ではないかもしれないが、定性的な観点から重要性がある¹ 範囲において、利害関係者は益々、企業が財務諸表を作成する際に気候関連事項をどのように考慮しているかについて説明する事を期待している。また、利害関係者は気候変動に関連する最も重要な仮定、見積り及び判断に関する十分な開示が行われることを期待している。

投資者は、投資判断及び経営者の受託責任の評価において、企業が環境への影響を減らすことの重要性を強調している。2021 年 11 月、130 兆ドル超のプライベート・キャピタルは、グラスゴー金融同盟 (GFANZ) を通じて、2050 年までにゼロエミッション経済への移行を加速させることを表明した。

気候変動は今後数十年にわたり企業に影響を与えると予想される。企業が気候関連リスクについてその財務諸表でより明確に取り扱うことは不可欠であるが、近年の動向を考えれば、会計実務は今後数年間で徐々に進展するであろう。気候関連事項が進展し続け、企業が気候変動に対処するためにさらなるコミットメントや措置を引き続き講じていく中で、最新の気候関連リスクの評価や財務諸表への影響が確実に財務諸表へ反映されることが重要である。さらに、財務諸表で提供する情報と、プレスリリース、投資家向けアップデート情報、年次報告書における財務諸表以外の開示といった、財務諸表の外で利害関係者に提供する情報との整合性を担保しなければならない。

国際会計基準審議会 (IASB) の第 3 次アジェンダ協議で、利害関係者は、気候関連リスクに対する IFRS 会計基準の適用にばらつきがみられ、財務諸表における気候関連リスクの情報開示が不十分な可能性があるとの見解を表明した。

これを受けて、IASB は、財務諸表における気候関連リスクに関する狭い範囲の基準改訂プロジェクトを追加した。IASB はプロジェクトの一環で、国際サステナビリティ基準審議会 (ISSB) の作業を財務諸表に関連する範囲で検討していく。同時に、IASB と ISSB の両審議会は互いの作業を補完し合うようにして、一般目的財務報告における開示のコネクティビティ (接続性) を高めていく。²

¹ IAS 第 1 号「財務諸表の表示」第 7 項では、情報は、それを省略したり、誤表示したり不明瞭にしたりしたときに、一般目的財務諸表の主要な利用者が特定の報告企業に関する財務情報を提供する財務諸表に基づいて行う意思決定に、当該情報が影響を与えると合理的に予想し得る場合には、重要性があるとしている。

² <https://www.ifrs.org/projects/work-plan/climate-related-risks-in-the-financial-statements/>

世界中の規制当局は、気候変動リスクが財務諸表へ与える影響を報告する必要性や、サステナビリティに関する報告やコミュニケーションと財務諸表における関連する開示との整合性をさらに重視するようになっている。

例えば、2022年3月に米国証券取引委員会が、登録企業にその届出書類及び年次報告書に一定の気候関連情報を提供することを求める改訂案³を公表した。当該提案は、登録企業が気候関連リスクにどのように対処しているかについて、一貫性、比較可能性、及び、信頼性を備えた情報が、投資者に提供されることを意図している。2022年10月、英国の財務報告評議会は、報告チームがネットゼロ及びその他の温室効果ガス(GHG)排出量削減へのコミットメントに関する開示を作成する際に参考となるFRC Labレポート「[ネットゼロ開示 \(Net Zero Disclosures\)](#)」⁴を公表した。欧州証券市場監督局(ESMA)は、2022年度財務報告書に関する欧州共通のエンフォースメントの優先事項([European Common Enforcement Priorities for 2022 Annual Financial Reports](#))⁵において、「年次財務報告書全体を通して一貫した気候関連事項の取扱いは、グリーンウォッシング、すなわち上辺だけの取組を防止する重要な要素になる」と言及した。2023年3月⁶、ESMAは、ESMAのメンバーである各国の証券規制当局による2つのエンフォースメントの決定を公表し、より具体的な気候関連情報を開示するよう発行者に求めた。

当該決定は減損テスト及び見積りの不確実性の開示に係るものであったが、その決定の対象となった財務諸表の場合、特に年次財務報告書の財務情報以外のセクションに記載される気候関連情報と比較すると、財務諸表において提供される情報は不十分であると結論付けていた。当該決定は、気候関連の仮定と情報に関する財務報告と非財務報告の整合性の重要性を強調している。

気候関連財務情報開示タスクフォース(TCFD)は、[2022年現状報告レポート](#)⁷において、「企業による気候関連情報の開示への明るい兆し」を強調したが、その一方で、「気候変動への世界的な注目度の高まりを考慮すると、早急に透明性をより一層改善する必要がある」とも述べていた。

ISSBは2023年6月に最初の2つのIFRSサステナビリティ開示基準を公表したことで、欧州連合(EU)に適用される企業サステナビリティ報告指令(CSRD)の要求事項及び米国において近々公表されるSECの要求事項と共に、サステナビリティ報告の重要性は高まるばかりである。当然、財務諸表の整合性及びコネクティビティが担保された情報の重要性も高まるであろう。

本冊子は、気候変動がIFRS会計基準に準拠して作成される財務諸表へ与える影響を評価・開示する際の一助となることを目的としている。企業固有の事実と状況に基づく会計上の検討事項を識別するには相当の判断が求められるであろう。したがって、本冊子に含まれる情報は、参考となる知見や開示例を提供することのみを目的としており、それらがすべての状況に適用できる、又は、十分となりえると解釈すべきものではない。本冊子は、年次報告書の他の部分における気候関連開示との整合性が必要であると強調しているが、経営者による説明(MD&A)やIFRS財務諸表以外の報告(例えば、別個のサステナビリティ報告)については扱っていない。

³ 米国証券取引委員会、2022年3月21日「投資家のための気候関連開示の改善及び標準化」
<https://www.sec.gov/>

⁴ 英国財務報告評議会、2022年10月FRC Labレポート「ネットゼロ開示(Net Zero Disclosures)」
<https://www.frc.org.uk>

⁵ ESMA、2022年10月22日、「年次財務報告書に関する欧州共通の執行優先事項(European Common Enforcement Priorities for 2022 Annual Financial Reports)」
<https://www.esma.europa.eu>

⁶ ESMA、2023年3月29日、「第27回執行に関するEECSのデータベースからの抜粋」
<https://www.esma.europa.eu>

⁷ 気候関連財務情報開示タスクフォース、2022年10月、「2022年現状報告レポート」
<https://www.fsb-tcf.org>

本冊子における財務諸表からの開示例の抜粋は例示目的で掲載しており、これらの開示例が、IFRS 会計基準や現地の資本市場ルールなどのその他の要求事項に準拠しているかについてはレビューしていない。したがって、開示例は、企業がこれまで培ってきた実務を文書化しているが、「ベスト・プラクティス」を示すものではない。また、本冊子の開示例は、その意図される目的を理解するために財務諸表で提供されているその他の情報と合わせて読む必要がある。

本冊子の開示例は一部の極めて企業固有の事実及び状況を取り扱っている場合があるが、目的適合性のある情報を開示するための判断及び IFRS 会計基準の要求事項は、すべての報告企業に適用されるものである。したがって、我々は、すべての業種の企業が気候変動の影響を報告する際には、それぞれの企業自身の事実及び状況を考慮した上で、これらの例を検討されることを推奨する。

最新の刊行物については、ey.com/IFRS を閲覧されたい。特に、エネルギー移行に関する新たなビジネス・モデルや取決めの会計処理への影響を解説する「Applying IFRS to the Energy Transition」シリーズが参考となるであろう。本シリーズでは現在、電力購入契約と、二酸化炭素回収及び貯留を取り扱った記事が閲覧可能である。

1. 開示に関する要求事項

1.1 論点

IAS 第 1 号「財務諸表の表示」は、「財務諸表の目的は、広範囲の利用者の経済的意思決定に有用となる企業の財政状態、財務業績及びキャッシュ・フローについての情報を提供することである」と述べている。財務諸表利用者の意思決定に資するためには、情報が(少なくとも部分的には)先見性のある又は予測的な性質を有する必要がある。気候関連事項に関する情報は、企業に重要な影響を与え、したがって投資意思決定に影響すると投資者が合理的に予想する場合に目的適合性を有する。さらに IAS 第 1 号は、企業は重要性のある情報が財務諸表から省略されていないかどうかを検討しなければならないと定めている。

包括的な原則として IAS 第 1 号は、例えば、IFRS 会計基準に個別に要求されておらず、財務諸表のどこにも表示されていないものの、財務諸表の理解に目的適合的となる気候関連事項のような情報を開示するよう企業に求めている。⁸ IAS 第 1 号の要求事項は財務諸表全体に関連する。

1.2 影響

仮定及び見積り

IAS 第 1 号は、企業が将来に関して行う仮定について、翌事業年度に重要性のある修正が生じる重大なリスクに関する情報の開示を求めている。⁹ これにより、気候関連事項に関する仮定について開示が求められる可能性がある。いくつかのケースでは、気候リスクに関する重要な仮定の変化が、短期的には重要性のある修正につながると想定されなくても、長期的には重要性のある修正の可能性が重大なリスクとなるであろう。その文脈において、利用者が、特定の取引、その他の事象及び状況が企業の財政状態及び業績に及ぼす影響を理解するのに IFRS 会計基準の要求事項では不十分となる場合には、企業は IFRS 会計基準の要求事項を超えた追加的な開示を提供しなければならない点を認識することが重要である。したがって、たとえ短期的には重要性のある修正が生じるリスクが低いとしても、主要な仮定に関する開示が必要となる場合がある。さらに、投資者及びその他の利用者が気候関連事項に関して、より高い透明性を要請しているという事実はそれ自体、例えば、耐用年数が比較的短い資産と同じように個別には会計数値への数値的影響はさほど重要ではないとみなされる場合でも、そうした開示は重要性があるということを示唆している。

Aviva 社は、財務諸表におけるリスク管理に関する注記事項で、低炭素経済へのコミットメントが財務諸表にどのように組み込まれているかを開示している。

気候関連事項に関する仮定の開示が求められる可能性がある

⁸ IAS 1.112(c)を参照

⁹ IAS 1.125 を参照

58—リスク管理

Aviva 社は、気候変動に関する 2015 年パリ協定に沿って経済、社会及び金融システムのレジリエンスの改善に資する低炭素経済を支えていくことを引き続き確約しています。2021 年 3 月、当社は 2040 年までにネットゼロ炭素排出企業になるという抱負を掲げ、当社ビジネスへの気候変動の影響の緩和及び管理に取り組んでいます。気候変動に関する政府間パネル(IPCC)のシナリオに照らし気候バリューアットリスク(VaR)を計算し、様々な排出予測及び関連する気温上昇に応じて気候関連のリスク及び機会を評価しています。投資及び保険負債への影響を評価するために幅広い財務指標が用いられます。気候リスクを緩和する取組の一環として、当社は、気候関連の認定に向けた資産を組成します。当社はサステナブル資産指標による投資を定めています。その指標は外部の枠組みを参照して導入され、2022 年度 Aviva 社気候関連財務情報の開示報告書の気候情報報告方針に定められています。

企業が気候関連の仮定を検討する場合、企業のプロセスを更新する必要がある。現在に至るまで、財務報告の基礎となる仮定の多くが過去の経験を用いて行われてきているが、気候関連事項の変化のスピードと共に、今後そうした経験も関連性が低下していくことが考えられる。例えば、企業は、民間及び公的部門が発表した計画やコミットメント、また実行されたイニシアティブのモニタリングを実施する必要がある。モニタリング対象には技術面、法律面及び社会面の動向が含まれるがこれらに限られるものではない。

BHP Group 社(BHP 社)は、2022 年度年次財務諸表において、気候変動の影響及び低炭素経済への移行について説明している。同社は、低炭素エネルギーへの移行に関する 2 つのシナリオを開示し、移行の影響及びそうしたシナリオに影響される項目に関する経営者の仮定を財務諸表で説明している。

移行リスク

国際的な移行マイルストーン

現在の社会及び世界経済全体の動向を考慮すると、当グループのターゲット及び最終目標に加え、重要な判断及び主要な見積りも、低炭素経済への移行時点における経済及び気候関連諸条件の範囲を、当グループが現時点でどのように評価するかに影響されることとなります。移行マイルストーンは、パリ協定に定められる目標の達成を将来における最も可能性の高い結果になると評価するために、当グループに求められるペースと規模で脱炭素化を推進するための適切な措置が講じられていると示すまでには至っていません。しかしながら、政府、関連団体、企業及び社会は気候変動への対応を益々重視するようになっており、非線形かつ(又は)急速な移行の可能性、その結果としての脅威と機会への影響が高まります。

BHP Climate Transition Action Plan 2021 は、将来起こり得る気温の範囲に応じて分岐した当グループの気候シナリオを参照しています。当グループは現在、それらのシナリオのうちの2つである Central Energy View と Lower Carbon View を、事業活動の想定ケースのインプットとして使用しています。これら2つのシナリオの使用は、世界経済及び関連する地域経済の将来の状況について発生する可能性が最も高い範囲に関する当グループの現在の見積りを反映しています。事業活動の想定ケースにより提供される情報を基に当グループの需給及び価格見通し、資本配分及びポートフォリオ構成要素の決定を更新しています。気候モデルの複雑性を考慮し、新しい情報を反映するためにこれらのシナリオを定期的に見直し、シナリオ更新までの期間における動向は、社内の長期価格見通しの更新に反映しています。

投資意思決定及び資産評価もまた、当グループが事業活動を行っており、競合他社及び顧客が存在する主要な国々の炭素価格に関する仮定を反映しています。当グループの予測を決定する際、BHP の主要な事業活動及び市場が存在する国について、世界の各地域の炭素価格が 2030 年度には US\$0-175/tCO₂-e 及び 2050 年度には US\$10-250/tCO₂-e に到達するケース、及び、2030 年度には US\$10-175/tCO₂-e 及び 2050 年度には US\$100-250/tCO₂-e に到達するケースの2通りの予測と共に、当該国における現在の及び公表されている気候関連政策及び目標、並びに一般の支持や人口統計などの社会的要因を考慮します。

事業活動上の想定ケース、価格見通し及び炭素コストに関する仮定は、資産評価及び潜在的な減損損失の算定(注 11:有形固定資産、注 13:非流動資産の減損)、減価償却計算上の資産の残存耐用年数の見積り並びに閉鎖及び修繕活動の時期(注 15:閉鎖及び修繕引当金)をはじめ、一定の重要な判断及び主要な見積りに影響を及ぼします。

事業活動上の想定ケースに加えて、当グループは、ポートフォリオの弾力性のテスト、戦略の策定及び投資意思決定を行う際には、パリ協定に整合した 1.5°Cシナリオを含む幅広いシナリオを活用します。パリ協定に整合した 1.5°Cシナリオは現在のところ当グループの事業活動上の想定ケースのインプットではありませんが、当グループは 2022 年度にパリ協定に整合した 1.5°Cシナリオを、急速に脱炭素化が進む世界経済に応じて資本配分を行う程度をテストする資本配分プロセスに組み込んでいます。特に当グループはパリ協定に整合した 1.5°Cシナリオを適用して、本シナリオ下での当グループの製品の将来需要が、今後の設備投資を下支えするか否かを評価しています。当グループの資本配分フレームワークの下での資本の企業内の配分及びすべての主要な投資意思決定について、パリ協定に整合した 1.5°Cシナリオの下で投資が実行可能かどうかの評価が求められます。

Equinor 社は、パリ協定のシナリオに整合したコモディティ価格に対する感応度分析を 2022 年度年次財務諸表に開示している。

開示例 1-3— Equinor 社—2022 年度年次報告書(エネルギー部門)

3 気候変動を抑制するための取組の影響 見積りの不確実性への影響

気候変動を抑制する取組の影響及びエネルギー転換の潜在的な影響は、当社の将来キャッシュ・フローの見積りにおける複数の経済面の仮定に関係します。そのような取組の動向の結果及び当社がその影響を受ける程度は不確実性の要因になります。将来の需給の動向、技術の進歩、課税制度、排出に課せられる税、生産の限界及びその他の重要な要因を評価しなければならないため、2050 年に向けて世界のエネルギー需要及びコモディティ価格を見積ることは困難な作業になります。見積りに使用した仮定が時間の経過により変化し、現在予測しているシナリオから大幅に異なる結果となる可能性があります。その結果、経済的耐用年数の決定(減価償却期間及び資産除去債務のタイミングに影響が生じる)、使用価値の算定(減損評価で影響が生じる)及び繰延税金資産の測定など、会計上の見積りに大幅な変更が生じます。

コモディティ価格

減損テストの使用価値で使用される Equinor 社のコモディティ価格の仮定は、IFRS の要求事項に従い、関連する現在の状況の動向及び当該状況について将来発生し得る変動に関する経営者の最善の見積りを基に設定されています。この価格設定は、2050 年ネットゼロエミッション・シナリオにおける目標を達成するために求められる価格設定及び国際エネルギー機関(IEA)が定義している発表誓約シナリオ(APS)に従う価格設定とは異なります。

パリ協定の目標に従った施策の実施に応じて、世界がどのように行動すべきかに関する道筋が将来変化する場合、そのような道筋の詳細な特性に応じて、Equinor 社の有形固定資産の評価全体にマイナスの影響が生じる可能性があります。

例えば、IEA によって見積られた 1.5°C に気温上昇を抑える目標に整合する 2050 年ネットゼロエミッション・シナリオにおけるコモディティ価格(二酸化炭素価格を含む)を用いる場合の潜在的な影響額を計算すると、税引前で約 40 億ドルの減損損失が上流の生産資産及び無形資産に生じる結果となります。下記の感応度に関する表を参照してください。

同様に、世界各国の政府が公表している気候関連のコミットメントのすべてを基に策定されたシナリオである、APS に従う価格を使用する場合の影響額についても計算しています。このシナリオを用いると、2100 年には 1.8°C の気温上昇が見込まれ、単純化されたモデルを用いると税引前でおおよそ 5 億ドルの減損が生じることとなります。下記の感応度に関する表を参照してください。

ここで説明される減損の感応度に関する計算は、単純化されたモデル及び「注 14: 減損」に記載される範囲に基づいています。ただし、ここで説明されるシナリオの感応度を作成するにあたり、2050 年までの NEZ シナリオと APS の両方について、現在の価格と下記の表に記載される価格の間を線形補間しています。この単純化されたアプローチを用いることで、ここで説明される潜在的な減損額は「注 14: 減損」に開示される金額より大幅に低くなっています。注記 14 では、コモディティ価格の 30% の即時の下落が適用され、また 2030 年以前に集中している操業中及び認可された開発プロジェクトが漸減する生産量分析及び割引の影響を考慮しています。

幅広いシナリオに関して感応度分析を提供することが必要になる可能性がある

気候関連リスクの評価、具体的には、その定量化には一般的に、将来の技術開発、政治の動向及び政府の施策など、将来の発展に関する高い不確実性について判断の適用が求められる。評価には、複数のシナリオが含まれ、幅広い結果が生じる可能性がある。したがって、企業が、基本財務諸表において自らが依拠した見積り及び(IAS 第 1 号の要求に基づいて)開示された感応度にどのように不確実性を織り込んでいるかについて説明する開示のみならず、幅広いシナリオに関する感応度分析を提供することが必要になる。

投資家のコミュニティは、パリ協定¹⁰に示される世界の気温上昇を産業革命以前の気温から 1.5°C 以内に抑えるシナリオなど、特有の将来のシナリオが潜在的に与える将来の影響に関する情報を期待しているかもしれない。その場合、企業は、その評価がそうしたシナリオに整合的であるか、どのように整合しているかを説明することが適切であり、シナリオとは異なる場合、他のシナリオがより現実的であると何故考えるのかその理由を説明すべきであろう。BHP 社はこの影響に対する開示を 2022 年の年次財務諸表で行っている。

¹⁰ パリ協定、[UNFCC website](#)、2023 年 8 月 17 日に閲覧

移行リスク**当グループのコモディティ需要に対する感応度**

当グループは、パリ協定の目標に整合したエネルギー転換シナリオをはじめ、個々のコモディティについて異なる結果を示唆する可能性がある一定範囲のエネルギー転換シナリオが存在することを認識しています。現状では当グループの想定ケースに対するインプットではないものの、パリ協定に整合した 1.5°Cシナリオ(当グループのパリ協定に整合した 1.5°Cシナリオ)に対する当グループのポートフォリオの弾力性について、当該シナリオの下でのパリ協定に整合したコモディティ価格の見通しが、当グループの最新の資産計画に及ぼす影響を含め、検討されています。

シナリオ分析には固有の限界が存在することから、複数あるシナリオのうちいずれのシナリオが最終的に実現するかを予測することは困難であるとともに、検討したシナリオはいずれも当グループにとっての決定的な結果をもたらすものではありません。

しかし、パリ協定に整合した 1.5°Cシナリオ下での長期的なコモディティ価格の見積りは、過去 30 年間と同様に、今後 30 年間についても世界が約 2 倍の鉄鋼、銅、カリウム、4 倍のニッケルを必要とすることを織り込んでいます。さらに、当グループのポートフォリオは、鉄鋼メーカーがより効率的でより低い排出量を可能にする質の高い鉄鉱石及び原料炭に移行しています。

当グループのパリ協定に整合した 1.5°Cシナリオにおける財務報告への潜在的な影響のすべてを完全に評価することは実務上不可能であるものの、鉄鉱石、銅、原料炭、ニッケル及びカリウムに関するコモディティ価格の見通しは、当グループの事業活動の想定ケースの価格見通しにほぼ整合した見通しか、又はより有利な見通しかのいずれかになります。

これらのポジティブなコモディティの長期的な価格見通しを考慮し、当グループは現在、パリ協定に整合した 1.5°Cシナリオの下で、資産の評価及び残存耐用年数の決定、さらにこれらのコモディティに関する資産に対する閉鎖及び修繕引当金の割引に重大な悪影響が生じる見込みはないと考えています。

当グループのパリ協定に整合した 1.5°Cシナリオでは、エネルギー用石炭の長期的なコモディティ価格の見通しは、当グループの現在の想定ケースでの価格見通しには好ましいものではありませんが、2021 年度に認識された減損処理によって、当グループの NSWEC での残存するエネルギー用石炭の操業における資産の帳簿価格にはもはや重要性がありません。

さらに、NSWEC に関する当グループの閉鎖引当金については、2026 年に期限を迎える現在の採掘に関して同意した期間を超え、NSWEC で採掘が続けられる承認を求めることを見込んだ 2022 年度に発表した計画及び 2030 年度末時点で NSWEC での採掘を終える管理プロセスを進める意図を織り込んでいます。閉鎖引当金は依然として見積り及び仮定の対象になりますが、閉鎖の時期が、気候変動の長期的な重要性がある影響受けるとはもはや考えていません。

2022 年度の年次財務諸表で Heineken 社は、気候変動は見積り及び経営者の判断において検討されている、と述べている。

上述のとおり、多くのケースで、例えば、閉鎖日が前倒しされる場合の影響がどのようなものになるかを反映する感応度に関する開示、及び工場の閉鎖予定日といった、依

開示例 1-5— Heineken 社—2022 年度年次報告書(醸造部門)

3. 当期の重要な事象及び会計上の見積りと判断

(b) 気候変動

連結財務諸表を作成するにあたり、当社は、気候変動シナリオ、「Brew a Better World (BaBW)」の目標をはじめ、連結財務諸表を作成する際に使用する見積り及び判断への気候変動の影響を検討しました。

連結財務諸表の中で以下の影響を評価しました。

- 気候変動が及ぼす資産の残存価額及び耐用年数への影響を、非流動資産の帳簿価額を決定する際に検討しました(注記 8.1 及び 8.2 を参照)。
- 気候変動の影響を引当金及び偶発事象の認識及び測定に関連して検討しました(注記 9.2 及び 9.3 を参照)。
- 減損の兆候及びのれんを含む非流動資産の減損評価に使用されるキャッシュ・フローの予測に関連して気候変動の影響を検討しました(注記 8.1 及び 8.2 を参照)。

2022 年 12 月 31 日に終了する年度については、気候変動に起因する、財務報告上の判断及び見積りへの重要性のある影響は識別されず、その結果、資産又は負債の評価が気候変動リスクにより大きく影響されることはありませんでした。

拠した仮定の詳細を含めることで、そうした要因が企業の見積りにどのような影響を与えたかをさらに説明することが適切となる。

一部の人は、現在のビジネス・モデルの持続可能性をはじめ、気候リスク及び潜在的な将来の動向が企業に与える影響は、不確実性が大きすぎて、測定及び定量化した開示を通じて財務諸表に意味のある表現を行うことはできないと考えている。一般的に高い水準の不確実性が存在する場合、企業が感応度分析の開示を検討することは非常に有用である。上述の例で示されるように、感応度分析はそうした状況において関連性のある情報を伝えるという点で特に有用となる。

他方、経営陣が、気候リスクが企業の財政状態及び将来の業績に与える影響を未だ十分に検討しておらず、結果として気候リスクを関連する評価及び判断には織り込んでいない企業も存在する。そのような状況において、企業は少なくとも、その財政状態、財務業績及びキャッシュ・フローを適正に表示する財務諸表をどのように検討したかの説明と共に、気候リスクを財務諸表に反映することができないことを明確に説明する情報の開示を検討すべきである。

気候関連事項に関する情報は、継続企業の前提を評価する場合のその他の不確実性とあわせて検討すべきである

判断

IFRS は、財務諸表に認識される金額に最も重要な影響を与える見積りとは区別して経営者の会計方針に関する判断を開示しなければならない、と定めている。気候関連事項も適切な会計方針を決定する際の判断に影響を与えることから、場合によっては判断に関する注記事項を開示することになる。例えば、セクション 3 で解説しているように、将来、一定のサステナビリティ目標を達成する企業の取組の中で生じると見込まれるキャッシュ・フローが、減損テストにおける使用価値を決定する場合の資産の維持又は改善とみなされるかどうかを評価する際にも判断は適用される。同様に、セクション 4 で解説しているように、企業が現場を原状回復する、又は廃棄物を除去する推定的義務を有しているかどうかを決定する際にも重要な判断が求められる。

Mercedes-Benz Group はその 2022 年度年次財務諸表において、資産及び負債のグループの認識及び測定に気候関連事項がどのように影響するかを評価する際に行使された判断を説明する注記事項を開示している。

開示例 1-6— Mercedes Benz Group-2022 年度年次報告書(自動車部門)

1. 会計方針

資産及び負債の認識及び測定に関連するサステナビリティ面での検討

「Ambition 2039」に伴い、Mercedes-Benz Group は新しい車両については、カーボン・ニュートラルを目標とすることを事業戦略に定めています。「Electric only」戦略の取組の中、Mercedes-Benz Group は、完全電気自動車及びソフトウェアによる運転の未来に向けてその移行を加速させています。当グループの資産及び負債の認識及び測定は、気候関連リスク及び移行に関連して生じる進展を考慮に入れていますが、それには気候変動パリ協定に定められた気候に関する目標も含まれます。

サステナビリティ面での会計上の見積り及び経営者の判断は、特に下記に記載される資産及び負債の会計処理に際して考慮されます。

資産化された開発費の耐用年数の決定と見直しは、予想される製品のライフサイクルを基に行われます。電気自動車への完全な移行により、当初予測された製品のライフサイクルが変わる可能性があります。移行の加速化に関する決議により、従来のパワートレイン分野の新規の開発は縮小され、すでに資産計上されている開発費の一部はより長い期間にわたって使用されることとなります。こうした理由で、特定の開発費の耐用年数が 2022 年 1 月から延長され、それにより 2022 年の EBIT に 2 億ユーロのプラスの影響が生じました。同額の影響が 2023 年にも見込まれています。

同じ方法で、有形固定資産の耐用年数は、電気自動車への完全な移行の観点から、定期的に見直されます。当グループの生産施設は柔軟に使用されることから、耐用年数の重要性のある修正が報告日時点まで求められることはありませんでした。

開示例 1-6— Mercedes Benz Group-2022 年度年次報告書(自動車部門)

生産ネットワークの管理及びさらなる開発に関し、影響される現場での移行の潜在的な影響を補填するための努力を行っています。引当金の認識につながる生産施設及び工場を廃棄又は除去する重要な義務は報告日時点では存在していません。オペレーティング・リースに分類されるリース車両の残存価額は、リース期間終了時点で予想される状態にある資産の価値を、報告日時点で見積もることで算定します。報告日までに観察された開発のみが考慮されます。電気自動車への完全な移行や、顧客の行動の変化、新しい規制措置及びさらなるテクノロジーの発展によって、従来のガソリンエンジン車と完全電気自動車の両方の残存価額は一定期間にわたって変動することになります。当該残存価額の変動に関して、移行が当期の残存価額にマイナスの影響を及ぼすことは示唆されていません。

担保に設定されている車の処分からの予想収入は、金融サービスの未収金の予想信用損失の算定で考慮しています。処分からの予想収入は、考え得るデフォルト時点の市場価値を基に算定しています。気候変動の影響又は顧客の行動の変化に由来する、報告日現在の見積市場価値の減少を示唆するものは何もありませんでした。

報告日現在、現地の規制による自動車の排ガス規制に違反した場合の当局への支払いに関する重要性がある引当金はありませんでした。

資金生成単位レベルでの減損テストは、Mercedes-Benz Group の事業計画に基づいて行われます。ここで考慮されている当グループの「Electric only」戦略は、自動車を内燃エンジン車から徐々に電気自動車へと変えることを見込んでいます。減損テストでは、さらなる販売リスク、部品と原材料の入手可能性及び将来の価格に関するリスクも考慮しています。移行に関連する追加の事業計画上のパラメーターは、現在の投資要件及び伝統的なパワートレインを搭載した車と比べて割高になっている電気自動車の変動費に影響を及ぼします。電気自動車と従来のガソリン車を同時に開発、モデルチェンジ及び生産を行う場合、従来のガソリン車に焦点を当てた場合と比較すると、特に 2027 年までの詳細計画期間については必要となる投資額は高くなります。一部、エレクトリック・モビリティへの移行過程における競争状況及び顧客の行動の影響が完全に予測可能ではないことから、ターミナル・バリューの推定ではいかなる増加も仮定していません。記載された移行の影響を考慮に入れて行われた減損テストで、資金生成単位の減損が要求されることはありませんでした。

継続企業

IAS 第 1 号は、「継続企業」について「経営者に当該企業の清算若しくは営業停止の意図がある場合、又はそうする以外に現実的な代替案がない場合を除いて、企業は財務諸表を継続企業の前提により作成しなければならない」¹¹と説明している。作成の基礎になる継続企業の前提が適切であるかどうかを評価するにあたり、気候関連事項に関する情報について、その他の不確実性とあわせて検討すべきである。

¹¹ IAS 第 1 号第 25 項

気候関連事項は、評価に織り込まれる可能性が高い将来の事業活動及び銀行融資に関する制限と共に、企業の継続企業の評価に影響を与える場合がある。さらに、企業は、事業の継続的な運営に不可欠な水、エネルギー、土地利用及び廃棄物管理に関する事項など、外部要因を検討する必要が生じるであろう。

継続企業の評価では、多くの企業が向こう 12 ヶ月のみを検討して、継続企業に関する不確実性は重要ではないと結論付けている。しかし、IAS 第 1 号に従って継続企業の前提で財務諸表を作成できるかどうかを評価する場合、企業は報告期間末時点から少なくとも 12 ヶ月の期間を見る必要がある。つまり、既知の不確実性が 12 ヶ月超の期間にわたって評価に影響を及ぼす場合には、12 ヶ月についてのみ継続企業を考えるのでは IAS 第 1 号の規定に整合しないことになる。

企業が継続企業の前提は依然として適切であると結論付けるとしても、IAS 第 1 号は、企業の継続企業としての存続能力に大きな疑義を生じる重大な不確実性の開示を要求している。気候関連事項は、当該企業の継続企業としての存続能力に重要な疑義を生じる事象又は状況に関する重要な不確実性を生じさせる可能性がある。そのような場合、継続企業の前提が適切であると仮定されるとしても、当該仮定に関連する不確実性を説明する追加的な開示が求められると考える。

2022 年 12 月 31 日を報告日とする 2022 年度年次報告書で、Rolls Royce Holdings 社は、2024 年 8 月までの 18 ヶ月にわたる包括的な継続企業のレビューを基に、「将来、気候変動がグループに及ぼす影響は気候関連シナリオを通して検討している。ここでモデルにした気候関連シナリオが 2024 年 8 月までの 18 ヶ月の期間のキャッシュ・フロー予測に重要な影響を及ぼすことはない」と述べている。

開示例 1-7— Rolls Royce Holdings 社 —2022 年度年次報告書(民間航空宇宙産業及び防衛産業部門)

1.会計方針 気候変動

連結財務諸表の作成において、取締役会は、特に本年度の戦略報告書及び気候レビューに含まれる開示、及び表明された脱炭素戦略との関連において、気候変動の潜在的な影響を検討しました。気候関連財務情報開示タスクフォース(TCFD)の提言に基づき、当グループは、移行リスクと物理的リスクの両方を対象に気候関連リスクの潜在的な影響を評価しています。作成された気候関連シナリオで検討された 8 つの重要なリスク及び機会としては、広範な政策、法律、テクノロジー及び市場の変化、資産への損害及びサプライチェーンの混乱を含む物理的リスクが挙げられます。評価した重要な移行リスクのうち 2 つが、当グループに潜在的に大きな影響を及ぼすものとして識別されています。これらは、規制上の変更が当社の製品の需要に重要性がある影響を及ぼすリスク、及び気候変動に対応するためには、よりサステナブルな製品及びソリューションに投資シフトが必要となるリスクに関係しています。これらのリスクは、当グループの脱炭素化戦略を通じて積極的に対処されており、定量化された気候シナリオに反映されているように、財務上の影響が財務諸表の作成の際に検討されています。

当グループは脱炭素化戦略を設定し、気候関連の課題に対する長期的な検討事項を識別し、社会がネットゼロ目標を達成するために必要とする条件を啓蒙するために外部利害関係者に積極的に関与しています。当グループの短期及び長期の優先課題は以下の通りです。

- 当グループの事務所、製造及び生産活動(製品テスト及び開発を除く)で購入され消費されるすべてのエネルギーのネットゼロ温室効果ガス(GHG)の排出を2030年までに達成する。これは、現場の再生可能エネルギー設備の設置、再生可能エネルギーの調達及び当グループの全体的なエネルギー需要及び営業コストを削減するための効率性の改善への継続的な投資を通じて可能になります。これらのスコープ1及びスコープ2の排出量の改善を満たすために求められる投資の見積額は、連結財務諸表の作成の基礎となる予測に含まれています。
- ネットゼロ炭素排出に至るのに重要な役割を果たす持続可能な燃料の使用規模拡大。この点を加速させるために、当グループは、生産されるすべての民間航空エンジン及び製品ポートフォリオの80%を占め、最も人気のあるレシプロエンジンが持続可能な燃料に適合することを立証するための作業を進めており、顧客である軍隊が使用するRolls Royceエンジンについても同じ目標を達成できるように軍隊と協働しています。
- 発電システムにおけるハイブリッド・ソリューション、より効率的な「UltraFan」航空機エンジンの継続的な開発、持続可能な航空燃料のテスト、より小型化された原子炉(SMR)及びハイブリッドと完全な電気推進への投資をはじめとするブレークスルーをもたらす新しいテクノロジーの開発。新しい製品が2030年までにネットゼロ・オペレーションになり、すべての製品が2050年までにネットゼロ・オペレーションになります。当期の新市場における△108百万ポンド(2021年:△68百万ポンド)のR&D費用には、SMRが英国の包括的設計審査(GDA)を受けられるようにする設計・開発及び電気への転換の推進に対する設備投資が含まれています。これらのテクノロジーを達成するために求められる将来の投資額は連結財務諸表を裏付ける予測に含まれています。

当グループの事業戦略、脱炭素化計画及び気候関連リスクを管理するアプローチの実行可能性を評価するために以前に作成された気候変動シナリオは、当グループの気候レビューで記載されているように、前年度から継続的に進展しています。これらのシナリオで使用された仮定及びそれらが当グループの事業活動、キャッシュ・フロー及び利益予測にどのように影響するかについては、固有の不確実性が存在します。取締役会は定期的に仮定を評価し、それらが確実に、リスク管理活動及び投資家その他の利害関係者に行われたコミットメントと整合的となるように努めています。

長期契約の収益認識、非流動資産の減損評価、繰延税金資産の帳簿価額などの分野に関係する連結財務諸表で使用された仮定は、策定された気候シナリオからの発見事実も考慮しています。主要な変数としては、国際エネルギー機関(IEA)のシナリオに基づく、2022年には46ドルであった1トン当たりの炭素価格が2050年には250ドルに上昇すると仮定される炭素価格、及び気候変動に関する政府間パネルによる共有社会経済経路シナリオ(IPCC SSP1-19)に整合するOxford Economics Global Climate Service Net Zeroシナリオからのコモディティ価格、気温の上昇、GDP情報が挙げられます。

多くの場合、気候リスクにより継続企業に関する不確実性が短期間に大きく増加することはないかもしれないが、企業の継続企業としての存続能力を評価する上ではそれを無視することはできない。企業のより長期にわたる事業の持続可能性の分析に基づくと、継続企業としてそのような長期にわたって存続する企業の能力に関し、大きな不確実性が存在する場合、そうした不確実性について言及する開示を検討すべきである。

整合性及び透明性

企業が財務諸表外で行う、経営者による報告、サステナビリティ報告などの開示と財務諸表において提供される開示との整合性は、目的適合性のある報告の重要な特性であり、益々注目されつつある。例えば、2023年3月、ESMAは、欧州各国の執行機関が、企業は気候関連事項に関する十分な開示を2021年度財務諸表で行っていないと結論付けた2つの決定内容を公表した。当該決定は、それらの企業が財務諸表外で行った開示を引用していた。¹²

気候リスクに関する効果的なコミュニケーションは、財務諸表内の開示に関する体系化も含まれる。気候関連リスクに関する透明性のある説明を行うアプローチの1つは、主要な見積りと重要な判断の要約、及び、気候関連事項の影響を詳述し、かつ定量化している財務諸表のその他の注記への相互参照と共に、気候関連事項の全般的な開示を財務諸表に注記事項として提供することである。その他のアプローチであっても気候関連リスクに関する開示を提供するのに有効となる可能性はある。どのようなアプローチが採用されようとも企業は、気候関連事項に関する企業固有の財務上の影響について適切な理解を促す効果的な方法によって利用者が財務諸表を読み解くことができるようにするための最善の方法を、慎重に評価することが重要である。

弊社のコメント

気候リスクは見積り上の不確実性に関する主な要因になりつつあり、IFRS 会計基準を適用する際に求められる判断をより複雑なものにする。さらに、企業は、継続企業として存続する能力を評価するにあたり、将来の気候関連の動向に関連する不確実性を考慮すべきである。

したがって、企業は仮定及び見積りに関して行う目的適合性のある開示を担保し、そのような開示は一般的な定型文による表現が回避されるように注意を払い、企業固有のものとするべきである。企業固有の開示には、適切となる場合には仮定に関する定量化された情報及び当該仮定に関する既知の市場の期待からの乖離についての説明が含まれる。さらに、企業が依拠する見積りに組み込まれた不確実性を説明するために、適切な場合には定量化された感応度に関する開示も行うべきである。また、財務諸表外の気候関連事項に関する開示（例えば、独立したサステナビリティ報告又は経営者による説明）と企業が気候リスクを財務情報（例えば、財務諸表における測定及び開示）にどのように組み込むかに関する開示の双方について一貫性を担保することも重要である。

企業の継続企業としての存続能力に関連する不確実性を評価する際、短期的に実現すると見込まれるもの以外の気候リスクの影響についても検討が必要となる。

¹² ESMA、2023年3月29日、「第27回執行に関するEECSのデータベースからの抜粋」
<https://www.esma.europa.eu>

2. 有形固定資産

2.1 論点

IAS 第 16 号「有形固定資産」は、有形固定資産項目を、関連する将来の経済的便益が企業に流入する可能性が高く、信頼性をもってその原価を測定できる場合には認識しなければならないと定めている。

企業は、有形固定資産項目を、資産の将来の経済的便益を消費すると予測するパターンを反映した方法により耐用年数にわたって償却しなければならない。また、IAS 第 16 号は、資産の耐用年数及び残存価額を実態に即して見積り、少なくとも各事業年度末時点で見直す必要があると定めている。

企業は法律により、資産からの流入が期待される将来の経済的便益を直接的に増加させるものでなくても、例えば安全装置や環境保護装置などの一定の支出の負担を求められる場合がある。IAS 第 16 号では、そのような支出は、それが行われなかった場合に得られたであろう経済的便益を超過する将来の経済的便益を企業が得ることを可能にする場合には資産の取得原価としての認識要件を満たすと説明されている。

有形固定資産に関する減損規定の説明は下記セクション 3 で行っている。

2.2 影響

気候変動、それに対処するための立法措置及びさらに増す社会的な期待により、有形固定資産項目の価値、経済的耐用年数及び残存価額に相当の影響が生じる可能性がある。例えば、法律により一部の技術が陳腐化する、大きな学習曲線効果及び研究開発投資により再生技術がコスト競争力を高める、また、資産によっては極端な気象条件によりダメージを受け易くなるといったことが考えられる。

特に、企業は気候関連事項が有形固定資産に与える影響を評価するにあたり以下を考慮しなければならない。

- ▶ **耐用年数**—気候変動は関連する法律も含めて、有形固定資産の用途及び使用期間に影響を及ぼす可能性がある。上述の通り、IAS 第 16 号は、企業は少なくとも各事業年度末時点で資産の耐用年数を見直さなければならないと定めている。企業は、資産の見積耐用年数を算定し、資産の減価償却期間を決定するにあたり、毎年、気候関連要因を考慮する必要がある。例えば、化石燃料生産資産（例：石炭生産資産）の早期の廃棄又は炭素排出资産（例：高炭素排出船舶）の使用の継続を見込むのかどうかを評価する必要が生じるであろう。同様に、高炭素排出産業の顧客にサービスを提供するために自社の有形固定資産が使用される場合、有形固定資産が間接的に影響を受ける可能性があるかどうかを検討する必要がある。

気候関連事項は、有形固定資産項目の価値、その経済的耐用年数及び残存価額に影響を与える可能性がある

13.有形固定資産

事業活動を行っている国や地域で定められている温室効果ガス削減目標を達成する過程で、当社の米国におけるガス・ネットワークが果たす役割は現時点では不確実です。今年度、ニューヨーク及びマサチューセッツの政策担当部門が、それぞれの脱炭素化計画を満たすための正式な計画の中で、電氣化を増大し、ガス・ネットワークは戦略的に規模を縮小することを示しました。その結果、将来の立法措置によっては当社のガス・ネットワークの特定の構成要素の経済的耐用年数(UEL)が短縮されるリスクがあります。

当社が所有し操業しているガス関連資産は、エネルギーの安全保障、信頼性及び価格優位性を 2050 年以降も維持していく上で引き続き重要な役割を果たすと考えていますが、ネットワークが利用される規模及び目的は、テクノロジー、法制面及び規制面の動きに左右されます。

米国では当社のガス分配資産の耐用年数は、それぞれ独立した料金に関する手続の一環で実施される詳細な減価償却の調査の中で評価されます。減価償却の調査では、資産の物理的状態と予想される操業年数が考慮されます。これらの評価が米国における当社のガス・ネットワーク資産の UEL の最善の見積りになると考えています。

当社の米国のガス供給固定資産の加重平均残存 UEL はおよそ 52 年です。しかしながら、資産のかなりの割合を占める部分が 2080 年を超える UEL を有していると仮定しています。料金に関する手続により特定される操業年数が、資産の UEL の最善の見積りになると引き続き考えていますが、政策に基づく立法措置がより確実になるにつれ、当社はそれらを見直していきます。クリーンエネルギーへの移行が安全で信頼性があり、かつ容易に負担できる方法で可能になるように、規制当局に積極的に働きかけ、規制当局を引き続き支持していきます。

資産の減価償却年数は米国の規制による回収メカニズムに直接組み込まれており、規制当局と合意した資産の耐用年数及び規制による回収期間の短縮分は、当社のサービス提供地域におけるガスの継続的な価格優位性の確保に関する広範な検討事項の一環として、将来の期間に亘り、合意に従って、将来の料金で回収できると考えています。

ガス関連資産の UEL に関して説明される不確実性を鑑みて、より短い UEL が推定される場合のニューヨーク及びニューイングランドセグメントの減価償却費に関する感応度を下記に記載しています。すべてのネットゼロ移行への道筋が、2050 年以降も建物の暖房においてガスが一定の役割を果たすと示唆していることに留意すべきです。したがって 2050 年までの期間の感応度分析は、最悪のシナリオを示している可能性があります。

	2023 年 12 月 31 日に終了 2022 年 12 月 31 日に終了する年度の減価償却費の増加額		了する年度の減価償却費の増加額	
	ニューヨーク ランド (£M)	ニューイング ランド (£M)	ニューヨーク ランド (£M)	ニューイング ランド (£M)
2050 年までに限った UEL	185	54	140	40
2060 年までに限った UEL	90	21	67	15
2070 年までに限った UEL	42	3	31	1

今回の感応度の計算は、当社の資産の残存価額及びより短くなる減価償却の耐用年数が、規制上の回収メカニズムに及ぼすと見込まれる影響を除外しています。万が一、米国のガス供給資産の一部が座礁資産となったとしても、当グループは、関連コストは回収されると想定しています。回収は保証されるものではなく米国の規制当局により決定されますが、米国の公益事業会社の座礁資産に関するコスト回収の前例があります。

3.2 - 有形固定資産

重要な会計方針

耐用年数及び残存価額

耐用年数は実績を基に見積もられます。資産の耐用年数に変化の兆候が存在する場合、経営者は、メンテナンス及び修繕の質、技術面の動向又は環境上の要求事項などに基づいて、類似の特徴を有する個々の資産又は資産グループについて見積りを修正します。経営者はまた、脱炭素化及び気候関連リスクの既存の資産の耐用年数への影響も考慮します。そのようなリスクとしては、一定の資産の使用を制限する新しい気候関連の立法措置、気候関連の法律で要請される新しいテクノロジー、及び新しい及び(又は)より包括的な方針による原状回復費用の増加などが挙げられます。

残存価額の主な決定要因である、長期にわたる耐用年数、将来の経済状況及び将来の鉄鋼価格の不確実性を考えると、船舶の残存価額を見積もることは困難です。一般的には船舶の残存価額は当初、ドライドックで発生する費用控除後の購入価格の10%で見積もられます。一時的な相場変動の影響を可能な限り排除するため、長期的な視点を優先しています。

- ▶ **ビジネス・モデル** — 気候関連の革新的な取組は結果として炭素排出の削減を目的とする新しいビジネス・モデル及びプロジェクトの開発につながる。例えば、二酸化炭素回収・貯留技術は、枯渇した石油層又は天然ガス層を用いることで、部分的又は完全に減価償却された既存のインフラを利用する(例: 生産中又は廃鉱済油ガス田に関連するパイプラインやオフショア施設)。当該シナリオでは、資産の将来における利用可能性が増すため、企業は、既存の設備の減価償却方法及び(又は)減価償却期間を変更する必要があるかどうかを評価しなければならない。すなわち、既存のインフラであっても、新しいクリーン・エネルギー・プロジェクトの存在により耐用年数が延長される可能性がある。
- ▶ **廃棄** — 有形固定資産項目の耐用年数が以前想定していたより短くなる場合、その廃棄が前倒しされ、割引の影響の結果として資産除去債務及び関連する資産の両方が増加することとなる。さらに、耐用年数が到来済みの資産は、資産除去債務の潜在的な変動に比べれば帳簿価額が小さいため、IFRIC 第 1 号「廃棄、原状回復及びそれらに類似する既存の負債の変動」に基づき純損益に影響が生じる点には留意が必要である。
- ▶ **残存価額** — 有形固定資産項目の残存価額も、少なくとも各事業年度末時点で見直さなければならない。有形固定資産の残存価額は通常、適正に予測することが可能であるが、法律上の使用期限が決まっており、その結果徐々に用いられなくなっている技術を使用する中古の有形固定資産の買手が相対的に少ない場合には、必ずしもそうはならない。下記の開示例では、easyJet 社が、保有する航空機の残存価額が気候変動にどのように影響されるかを 2022 年度財務諸表に記載している。

1A. 重要な会計方針

有形固定資産

有形固定資産(PPE)は、減価償却累計額控除後の取得原価で計上しています。減価償却費は、予想耐用年数にわたって定額法で、見積残存価額控除後の取得原価を償却することで計算します。予想耐用年数(UEL)及び残存価額は毎年見直されます。

	予想耐用年数
航空機*	18-23 年**
航空機スペアパーツ***	18 年
航空機一前払いメンテナンス費	7-10 年
賃貸物件の改良	5-10 年又は短期の場合リース期間
自由所有権の土地	減価償却なし
備品****	3 年又は設備の使用がそれより短期になる場合には資産のリースの期間
コンピューター・ハードウェア****	3-5 年

* 使用权資産として保有される航空機は、リース期間にわたって減価償却されます。詳細はリースのセクションを参照してください。リース航空機に関連して生じる契約上の資本的メンテナンスは、メンテナンス事象と定義される資産の使用が発生するに応じて、減価償却費として損益計算書に計上されます。

** easyJet は Airbus の CEO 航空機及び NEO 航空機を運行しています。最新の NEO 航空機の UEL は 23 年です。それは、CEO 航空機より長期にわたる計画及び easyJet のネットゼロ・コミットメントの一環として、一定期間にわたってより燃料効率に優れた NEO 航空機に入れ替える壮大な計画と整合しています。CEO 航空機の UEL はそれより短く 18 年です。18 年への変更は 2021 年 7 月 1 日から将来に向かって適用されました。

*** 航空機のスペアパーツの当期の予想経済的耐用年数の見積りは、予想される使用及び easyJet 所有の大半の航空機の経済的耐用年数の見積りに沿って 14 年から 18 年に修正されました。この変更は 2021 年 10 月 1 日から将来に向けて適用され、重要性がある影響はありませんでした。

**** 注記 II のその他の資産

残存価額は報告期間末時点で相当する年数が経過している資産の市場の実勢レートに照らして毎年見直され、減価償却率はそれに応じて、将来に向けて調整されます。PPE 資産の帳簿価額は航空路線 CGU の一部であり、したがって最低でも年に一度、又は CGU 内に減損の兆候がある場合に減損テストが実施されます。航空機について、easyJet は、Airbus 社を唯一の航空機納入企業としています。それにより評価リスクが高まりますが、easyJet が中古航空機及び特に Airbus 航空機の将来の需要に依拠する場合、評価リスクは航空機を売却する場合に具体化します。気候変動がテクノロジー市場、経済又は法律環境に及ぼす影響など、将来の動向は、残存価額及び経済的耐用年数を評価する際に考慮されます。

- ▶ **開発コスト** – 企業は、新しい技術（例えば、水素生産プロセスや二酸化炭素回収・貯留（CCS）装置）に関するインフラ開発への支出を負担する。そうした開発コストは、当該項目に関連する将来の経済的便益が企業に流入する可能性が高く、かつその取得原価が信頼性をもって測定できる場合にのみ有形固定資産項目として認識される。企業は、いつの時点で有形固定資産の認識要件を満たすための十分かつ信頼性のある情報が存在するかを検討する必要がある。この点、現行の技術と比べ新しい技術に関しては、開発に際して時間が大幅に超過し、コストが予想以上に膨らむ可能性がより高くなり、資産の総開発コストについてより多くの不確実性が存在することから、そのような情報の有無はより重要となる。
- ▶ **修繕及び設計変更** – 状況によっては、既存の資産の転換又は用途変更のために重要な修繕又は設計変更が求められる可能性がある（例：海底油田開発で使用される特殊船舶を、海上風力発電施設向けに使用するために用途を変更する場合）。そうした活動により資産の取り替えが行われる場合、企業は追加的な支出及び既存の有形固定資産の適切な処理を決定するにあたり IAS 第 16 号の定期的な大規模検査に関する規定を適用する必要がある。結果として、企業は、従前に想定していたより早く取り替えが見込まれる一定のパーツについて耐用年数を見直さなければならない可能性がある。
- ▶ **開示** – 上述の通り、気候関連事項により、有形固定資産項目の帳簿価額及び会計処理に関し相当の不確実性が生じる可能性がある。企業は、利用者がそうしたリスク及びエクスポージャーを理解できる十分かつ適切な開示を担保する必要がある。例えば、有形固定資産の耐用年数、残存価額及び廃棄にかかわる不確実性、ならびに報告期間におけるそれらの仮定の変更について開示において説明することが有用である。さらに、企業は財務諸表に表示した有形固定資産の種類が依然として適切であるかどうかを検討する。例えば、企業は、基礎となる技術及び炭素強度に関係なく発電所の帳簿価額を合算して表示することはもはや有用でないと結論付ける可能性がある。開示規定についての説明はセクション 1 で行っている。下記の開示例では、Electricité de France 社が 2022 年度財務諸表で、持続可能な投資プログラム及びその優位性がエネルギー転換に関するコミットメントの達成にどのように資するかを詳細に説明している。

企業は、有形固定資産が、気候変動から生じるリスク及びそうしたリスクへのエクスポージャーにどのように影響されるかを利用者が理解できる十分かつ適切な開示を担保する必要がある

20.4 カーボンフリー投資

2022 年も引き続き当グループは、総額 192 億ユーロの事業投資プログラムを実施し、その内訳は無形資産及び有形固定資産に対する投資が総額 183 億ユーロ(注記 4 及び 10.7 を参照)及び金融面での投資が総額 9 億ユーロでした。

2022 年、当グループの投資の概ね 94%(2021 年:94%)がネットゼロへの移行の道筋に沿ったもので、そのうち 50%(2021 年:50%)が原子力部門に係るものでした。当グループの投資の 66%が 2022 年 12 月 31 日時点の最新の欧州タクソミーに整合するものでした(2021 年の確定数値の 44%及び原子力及びガス部門の補完的委任規則の影響を含めた 2021 年のプロフォーマ値の 63%に匹敵)。注目すべきは、これにより、フランスの原子力活動、ネットワーク、再生エネルギー施設(太陽光発電、風力発電)、水力発電施設及び一定のエネルギーサービスへの投資資金が確保されたことです(2022 年一般届出文書セクション 3.8.4「タクソミーに関する詳細」を参照)。

EDF は、イノベーション関連のスタートアップ企業及びそれらへの投資に特化したベンチャーキャピタルへの出資を行うこと(EDF プラス・ベンチャー・プログラム)、及びアントレプレナー型のプロジェクトを開発すること(EDF プラス・インキュベーション・プログラム)で、ネットゼロ目標の達成に資するイノベーションを推進しています。当グループはそのための子会社を複数社設立し、そのうちの 1 社は重機輸送産業のニーズを満たすために、水電解により作り出される低カーボン水素を生産販売する企業である Hynamics 社です。

当グループの「使命」は、フランスにおける長期的な原子力関連費用の資金を確保するために保有される資産のポートフォリオ(2022 年 12 月 31 日時点の実現可能価値 339 億ユーロ)に関する管理方針、及び 3 つの重点ポイント(国連責任投資原則の遵守、人権に関する主要な国際的な合意の尊重、責任ある投資に関する年次報告)を掲げる 2020 年に導入された責任ある投資家憲章に示されています。この憲章は直接管理する資産と、委託管理契約により専門会社が管理する資産の両方に適用されます。

2022 年にこれらの委託管理会社の国連の責任投資原則、人権に関する主要な国際協定の遵守状況のレビューが実施され、気候リスクについては、上場株式及び非上場株式について炭素排出評価が定められました。専用資産の価値に影響を及ぼし得る気候関連ストレスのシナリオでは、原子力関連引当金が過少となるリスクを評価するために、専用資産に関するリスク/リターン調査に組み込まれた気候関連シナリオが、NGFS(気候変動リスクに係る金融当局ネットワーク)の提言に従って異なる時間軸に応じて分析されました。

非上場株式について、EDF は、特に炭素に関する見直しを行い、環境フットプリントをモニタリングしていくことをポートフォリオを構成する企業に求めることで、環境、社会、ガバナンス(ESG)に関する考慮事項を投資の決定及び投資の管理にできる限り効果的に織り込むことを確約しています。

弊社のコメント

気候関連事項は、有形固定資産の耐用年数、残存価額及び廃棄に大きく影響する可能性がある。気候変動及びそれに関連するサステナビリティを推進するための法律で、有形固定資産項目が「座礁資産」になり、帳簿価格が既存のビジネス・モデルではもはや回収できなくなるリスクが高まる。

気候変動の影響を取り巻く不確実性を鑑みると、開示は、有形固定資産項目を認識して測定する際に経営者が行った判断を財務諸表利用者が理解し評価できるように盛り込まなければならない。

3. 資産の減損

3.1 論点

IAS 第 36 号「資産の減損」は、企業は各報告期間の末日（年度末又は期中報告日のいずれか）において、企業の資産について減損の兆候があるかどうかを評価しなければならないと定めている。減損の兆候が存在する場合、IAS 第 36 号は、企業に減損テストの実施を要求している。のれん、耐用年数を確定できない無形資産及び未だ使用可能ではない無形資産については、IAS 第 36 号に従って毎年、及び減損の兆候が存在する場合はその都度、減損テストを行わなければならない。減損の兆候としては、企業に悪影響を与える技術的、市場的、経済的若しくは法的環境の著しい変化、資産の陳腐化、資産価値が低下していることを示す観察可能な兆候などが挙げられる。環境の変化の重要性に関する認識の高まりが規制上の措置につながり、利害関係者の視点にも影響を及ぼしている。そして、このことがコモディティの市場価格に影響を及ぼしており、企業は営業活動のあり方の変化を迫られている。企業はそうした事象及び状況が減損を示すものであるかどうかを検討する必要があるだろう。

企業は多くの場合、気候関連リスクに関する情報を財務諸表外（例えば、取締役会報告書やサステナビリティ報告書）で提供している。企業は減損の兆候の有無について判定する場合、入手可能なすべての関連する情報を考慮し、そのような情報源を含めることで、一貫した結論が導き出されるようにしなければならない。

1 つ又は複数の減損の兆候が識別された場合、資産又は資金生成単位（CGU）の回収可能価額を算定し、帳簿価額と比較しなければならない。回収可能価額を算定するにあたり、企業は、環境の変化の直接的、間接的な影響の両方を検討する必要があるだろう。

最後に、IAS 第 36 号は、主要な見積り及び判断、減損損失の認識につながる事象や状況など、資産又は CGU の減損テストがどのように行われたかを利用者が理解できる十分な情報を開示することを企業に求めている。

3.2 影響

減損の兆候

パリ協定又は各国・地域で定める目標に沿って 2050 年までにネットゼロエミッションを達成するコミットメントなど、環境の変化に対処するための政府の措置は、以下を示唆している可能性がある。

- ▶ 一定の排出目標を超過する資産の使用に対するペナルティが原因で、時の経過又は通常の使用で見込まれるものを大幅に上回る企業の資産価値の下落が存在する。さらに、それは、資産が従前に見込んでいたよりも早く廃棄されることを示唆する可能性がある。
- ▶ 企業が営業活動を行う市場、経済又は法律環境に対する重大な悪影響が存在する。例えば、二酸化炭素排出量に基づいてカーボン・クレジットを返還しなければなくなる法律上の要求事項は、一定の活動は現在の形態では収益性が減少する、また、赤字が生じることさえあることを意味する可能性がある。あるいは、ある一定の生産方法を制限する規制の導入は、追加の投資や生産の中止あるいは必要な材料等の投入物を現時点では存在していない新たな投入物に置き換える必要があることを意味する可能性がある。
- ▶ 企業が採用している技術に対する重大な悪影響が存在し、市場の変化に順応するために技術に対する多額の投資が求められる。

さらに、投資家、保険会社、供給者、貸手、顧客といった利害関係者は、投資又は購入の決定をする際に環境をさらに意識するようになっている。彼らは、一定の業界へのエクスポージャーも織り込む。これらの動きは結果として、以下のような減損の兆候につながる可能性がある。

- ▶ 顧客の選好が変化することで、以前に予想していたよりも資産又は CGU の経済的成果が悪化する(例: 同業他社がより持続可能な財又はサービスを導入する)。
- ▶ 一般的なコスト上昇。これには例えば、供給者がより高い原価を転嫁する、供給者が一定の資産について部品の生産を停止する、または、資産又は CGU の予想していた経済的成果に悪影響を与える異常気象の物理的な影響による追加のメンテナンスコストなどがある。
- ▶ 市場金利又は他の市場投資収益率が上昇し、資産や CGU の使用価値を計算する際に用いられる割引率に影響が生じる可能性が高い。それにより、資産又は CGU の回収可能価額が大きく減少する可能性がある。例えば、炭素排出量が多い業界又は洪水リスクにさらされている営業活動をしている企業は、より高い金利に直面するかもしれない。また投資家は、そうした企業に投資することでリスクが高まり、それを補填するためにより高い投資収益率を求めらるだろう。一方で「グリーン」産業で営業活動を行っている企業の場合、金利は低くなる可能性があり、割引率に好影響が生じる。割引率が高いということは資産又は CGU に固有のリスクが高いことを反映しており、将来キャッシュ・フローの現在価値が減少し、結果として使用価値も減少する(その逆も然りである)。
- ▶ 企業の純資産の帳簿価額が時価総額を上回る。投資家が、炭素排出量が多い業界から離れはじめる場合、企業の株価は悪影響を受ける可能性が高く、時価総額がその純資産の帳簿価額を下回る可能性がある。
- ▶ 保険会社が環境変化に対するリスク・エクスポージャーを、例えば極端な気象条件の物理的影響に関しより高い確率を織り込んで管理することで、保険コストが増加する。

最後に、カーボンフットプリントを減らす、または、より全般的な環境への影響を減らすという企業のコミットメントによって、以下が示唆される可能性がある。

- ▶ 資産の陳腐化の証拠。例えば、企業は脱炭素戦略に適合しない資産の廃棄を検討する可能性がある。
- ▶ 資産に悪影響を及ぼすと考えられるような、資産が使用されているか又は使用されると見込まれる程度又は方法に関する当期中又は近い将来における著しい変化の発生。例えば、企業は、カーボンフットプリント、化石燃料の使用を削減するために特定の活動を減らすことを検討したり、エネルギー消費量の多い資産を段階的に廃止したりすることが考えられる。
- ▶ 資産又は CGU の営業コストは、二酸化炭素排出量の相殺が求められることにより、又はエネルギー及び水の消費量を削減するための投資により悪影響を受ける。

ArcelorMittal 社は下記のように 2022 年度年次財務諸表に、減損評価の一環で気候変動の影響をどのように検討したかを記載している。

開示例 3-1 — ArcelorMittal 社 -2022 年度年次報告書(製鋼及び採掘部門)

5.3 のれんを含む無形資産及び有形資産の減損

当社は、資金生成単位グループ(CGU グループ)及び資金生成単位(CGU)の回収可能価額の算定に適用した将来キャッシュ・フローの見積りに影響を及ぼす可能性がある一定の気候関連リスクのエクスポージャーを検討した。電気自動車への転換、風力及び太陽光発電への移行といった動きにより、顧客が原材料の組込排出量及びライフサイクル排出量についての理解を深めており、この点において鋼材は優位性を持つことから、当社は更なる機会が生まれると考えている。気候関連政策に関する当社の最も実質的なリスクは、欧州のすべての工場に適用される欧州排出量取引制度(ETS)である。当該リスクは、規制の対象になる当社の主要な製鉄所に関係し、輸入鋼材に対する保護措置は未だとられていない。

当社はパリ協定の目標の達成に賛同しており、2030 年までにヨーロッパ及びグループ全体で炭素排出量をそれぞれ 35%及び 25%減らし、2050 年までにグループ全体でカーボン・ニュートラルを達成するという大胆な計画を発表した。これらの公表した目標では、世界レベルでの公平な競争環境、豊富で無理のない価格のクリーンエネルギーへのアクセス、必要なエネルギー関連インフラの整備、低排出製鋼及び循環経済への転換の加速に向けた持続可能な資金へのアクセスなど、厳しい要求事項が条件となる重大で長期的な投資が求められる。

さらに当社は、EU 及びカナダでそれぞれに適用されている気候関連法及びネットゼロ・エミッションズ・アカウンタビリティ法を受け、EU 及びカナダで義務付けられる 2050 年までにカーボン・ニュートラルを達成するという法的義務について検討した。その結果、EU とカナダにおける平鋼事業に関し、当社は、DRI-EAF 設備の建設が中心になる脱炭素化に向けた将来の設備投資は、現在の状態での資産から生じると想定される経済的便益の水準を維持するために必要であるため、それぞれの CGU グループ及び CGU の回収可能価額の将来キャッシュ・フローの仮定に盛り込むべきであると結論付けた。同時に、当社は、中長期ベースで、スマート・カーボン・ルート及び水素 DRI ルートをはじめとする脱炭素化鋼材への転換に向けた様々な革新的な低排出技術の開発に携わっている。それらに求められる投資は、当社又はジョイント・ベンチャーの将来キャッシュ・フロー予測において、コミットされた及び(又は)実施されている設備投資に関する当社の最善の見積りの一要素として考慮されている。

当社は、EU 及びカナダ以外の国や地域における高炉転炉法(BF-BOF)を採用している CGU グループ及び CGU は、異なるペースで脱炭素化が進められていくと認識している。また、まだカーボン・ニュートラルに関する法的義務は課せられていない可能性があり、その場合、脱炭素化に向けた資本支出を使用価値の計算に含めることは認められないであろう。したがって当社は、2050 年カーボン・ニュートラルの目標を達成するために脱炭素化戦略を加速でき、関連する国や地域で法的義務が課せられるまで、割引率に含まれるリスク・プレミアムを増加させている。

さらに、当社の将来キャッシュ・フローに関する仮定には、排出枠を取得するために負担すると見込まれるコストの見積りが含まれており、これは主に EU 及びカナダにおける平鋼事業に影響を及ぼす。経済動向、低排出技術への転換速度の不確実性、炭素削減目標を達成するために取られる政治的・環境的措置、気候関連事項から生じる規制の変更及び排出に関する活動などにより、当社の回収可能価額の算定に使用される資本支出、炭素排出費用、その他の仮定は本質的に不確実であり、最終的に実際の金額と異なる可能性がある。

同様に 2022 年度年次報告書で Rothschild 社は、気候関連リスクをどのように減損テストに織り込んでいるかの情報を提供している。

開示例 3-2— Rothschild 社 —2022 年度年次報告書(金融サービス部門—アドバイザリー、ウェルス及びアセット・マネジメント)

7.5.3.1 無形資産及びのれんの減損テストにおける気候関連リスクの検討

無形資産及び CGU を評価する場合、当グループは、割引率、ロイヤリティ・レートや成長率などの市場で観測され、気候の影響に関する現時点での予測を反映したインプットを使用しています。上述のとおり、予測キャッシュ・フローはネットゼロに関する誓約を考慮していますが、当グループはリスクを慎重に管理しており、当グループにとって気候関連リスクの影響は重要ではないと考えています。

下記の 2022 年度財務諸表で Unilever 社は、気候変動が成長率及び予測キャッシュ・フローに及ぼす影響を、のれんの減損テストの一環で考慮している、と開示していた。

開示例 3-3— Unilever 社 —2022 年度年次報告書(消費者向け商品部門)

Unilever Group 連結財務諸表の注記

9. のれん及び無形資産

重要な仮定

予測キャッシュ・フローは、5 年間の一定の見積りを含んでいます。5 年間のキャッシュ・フローを見積もるために用いた成長率及び営業利益率は、過去の実績及び当グループの 3 カ年戦略計画に基づいており、合理性を担保するためにリスクを取り除き、4 年目と 5 年目に拡張しています。当グループの 3 カ年戦略計画は、当グループの CTAP に沿って、炭素排出量削減のために実施している取組及び気候変動が当グループの事業コストに与える影響を織り込んでいます。CGU グループ及び重要な CGU について使用されている成長率は以下のとおりです。

活発な市場及び CGU の識別

IAS 第 36 号は CGU を識別する際の資産又は資産グループのアウトプットに関する活発な市場の重要性を強調している。活発な市場とは、継続的に価格付けの情報を提供するのに十分な頻度と量で資産又は負債に関する取引が行われている市場をいう。資産又は資産グループにより生産されるアウトプットについて活発な市場が存在する場合には、アウトプットの一部又は全部が企業内部で使用される場合であっても、関係する資産は資金生成単位として識別される。

企業の低炭素経済への移行という観点から、企業は内部使用だけのためにエネルギー生産資産(例えば、ソーラーパネル又は風力発電所)へ大規模な投資を行う。その際、内部コストの節約(すなわち、市場から購入した電力を代用すること)が投資決定の焦点になる可能性がある。しかし、電力の活発な市場が存在する場合、企業は資産(のグループ)が別個の CGU(すなわち、生産されたエネルギーの大半を消費することを意図する営業活動の CGU に含まれない)として識別されるべきかどうかを判断するにあたり、その電力を売却するために活発な市場にアクセスする能力を評価する必要がある。

回収可能価額の算定

IAS 第 36 号は、回収可能価額を、処分コスト控除後の公正価値及び使用価値のいずれか高い方と定義している。回収可能価額が使用価値を基に算定され、将来キャッシュ・フローの見積りが求められる場合、IAS 第 36 号は、企業のキャッシュ・フロー予測は、当該資産の残存耐用年数にわたり存在するであろう一連の経済的状況に関する経営者の最善の見積りを反映する合理的で裏付け可能な仮定を基礎としなければならないと定めている。その場合、企業は、リスクの様々な要素及び側面を考慮に入れる必要があり、それらは割引率又はキャッシュ・フローのいずれかの調整として扱われる。

これらの要素には、金額や時期に関する複数の可能性に関する予測、及び市場参加者が、企業が資産から得られると見込む将来キャッシュ・フローの価格付けを行う際に織り込むその他の要因、並びに資産/CGU に内在する不確実性を負担する際の価格が含まれる。気候変動の影響に関する一般的な不確実性及び仮定を評価するための過去の情報の入手可能性が限られることから、将来キャッシュ・フローの予測又は予算を作成するには相当の課題が見込まれる。

企業は、環境の変化を織り込む場合、外部の証拠をより重視しなければならないとする IAS 第 36 号の定めを考慮しなければならない

金額や時期に関する複数の可能性

環境の変化を織り込むということは、将来の影響に関する重要な不確実性に対処する必要があることを意味し、それは企業の支配が及ぶものではなく、過去には組み込まれていないデータを組み込まなければならない。したがって、企業は外部の証拠を無視することはできず、外部の証拠により重点を置かなければならないとする。

IAS 第 36 号の定め¹³を考慮しなければならない。企業は、入手可能な最善の情報を利用しなければならず、「合理的に入手可能な情報が、他の市場参加者であれば異なるデータを用いるであろうということ、又は企業固有のシナジーなど他の市場参加者が利用できない企業に固有の何かが存在する」ことを示す場合、企業の自社のデータを調整しなければならない。例えば、企業は予測されたエネルギー価格、コモディティ価格又は炭素価格を使用することができる(例を下記の開示例 3-7 で説明している)。予測価格を組み込むことは複雑で、特に関連するタイムフレーム及び使用する気候変動シナリオに関しては相当の判断が求められる。コモディティ価格の予測は例えば、コモディティ・ブローカーや一定の銀行から得られる。関連する市場のスポットの炭素価格が炭素の価格付けの出発点になるであろう。また、企業は、炭素価格付けを気候変動リスク等に係る金融当局ネットワーク(NGFS)、国際エネルギー機関(IEA)及び世界経済見通し(WEO)により提供されるダウンスケール・シナリオから始めることもできる。企業が営業活動を行う国や地域について適切な情報源を判別するには判断が求められる。

キャッシュ・フロー予測のインプットが決まったら、次に企業はそれらのコストを顧客に転嫁できる範囲を検討することになるが、それは具体的な契約や市場の価格弾力性に左右される。

Beach Energy 社は、下記の 2022 年度財務諸表に気候変動の影響をどのように考慮し、炭素価格付けを減損評価にどのように織り込んでいるかを開示している。

¹³ 使用価値の測定に関する IAS 第 36 号 33 項(a)を参照。また、処分コスト控除後の公正価値の測定に関する公正価値の算定については本稿のセクション 5 を参照されたい。

減損及び減損戻入れの兆候のモデリング

公表市場価格が存在しないときに減損の兆候が存在するか否かを判断する場合、各 CGU の将来キャッシュ・フローの現在価値について見積りを行います。これらの見積りは経営者の重要な判断を必要とし、リスクと不確実性が存在するため、経済状況の変化もまた見積りに使用する仮定及び将来キャッシュ・フローの見積りに使用される割引率に影響を与えます。最新の気候変動に関する法律もその算定に織り込み、気候変動リスクを巡る将来の不確実性も引き続きモニタリングしています。これらのリスクとしては、気候変動に対する政策、規制(カーボンプライシングメカニズムを含む)、法律、技術、市場又は社会的反応、CGU の埋蔵量の一部が経済的に実行可能な方法で採掘できなくなる可能性、異常気象の深刻度の増大に起因する急激なリスクに関係する物理的な影響及び気候パターンの長期的な変化から生じる慢性的なリスクに関係する物理的な影響による当グループの製品に対する需要の減少があります。

大半のケースで将来キャッシュ・フローの現在価値は、下記に概要を示す仮定に最も敏感に反応します。気候変動リスクの評価は当社の炭素コスト価格の仮定が反映されており、\$34/tCO₂e が 2030 年までに \$61/tCO₂e に、そして 2040 年までには \$70/tCO₂e に上昇する(実質)炭素価格付け曲線を含みます。これは CCS の利益及びその他の確約されたプロジェクトの達成を組み込んでおり、オーストラリアの規制に従って施設固有のベースラインを越えるオーストラリアの排出量に適用されます。当社は気候変動リスクに関する不確実性を継続的にモニタリングしていき、それに応じて炭素価格の仮定を修正していきます。各 CGU の将来キャッシュ・フローの現在価値は、最低でも半年ごとに外部の市場予測を参照し、以下の仮定を用いて見積もっています。適用した仮定は契約価格、先渡価格及び外部の市場アナリストの予測を含む観察可能な市場データを考慮しています。

投資は資産の稼働を継続するために必要なものか、したがってそれはメンテナンスに類似するものであるかを理解することが重要である

将来投資に関するキャッシュ・フロー

考慮しなければならないもう 1 つの側面は、資産又は CGU の回収可能価額を算定するために用いられるキャッシュ・フロー予測において、固定資産への投資をどのように考慮すべきかということである。回収可能価額を処分コスト控除後の公正価値で算定する場合、市場参加者であればそのような投資を行うであろうと想定するのであれば、これらの投資を考慮しなければならない。しかし、CGU の使用価値を算定するには、IAS 第 36 号で定められたより規範的なガイダンスに従うことになる。資産から生成される将来キャッシュ・フローを現在の状態で見積り、企業が未だコミットメントしていない将来のリストラクチャリング又は資産の性能改善から生じると見込まれる将来キャッシュ・インフロー又はアウトフローの見積りを含めてはならない。こういった定めを考慮すると、企業が、一定の持続可能性に関する目標を達成する又は二酸化炭素排出を削減しようとする場合、当該キャッシュ・フローはどの範囲で含めるべきかという疑問が生じる。この 2 つのケースいずれにおいても資本投資を必要とする。投資は資産の稼働を継続するために必要なものなのか、したがってそれはメンテナンスに類似するものであるかどうかを理解することが鍵となる。対照的に、そうした資本投資が実際には資産の改善又は向上のために行われる場合、それらは企業が投資を確約、又は実質的に投資を開始した場合にのみキャッシュ・フローに含めるべきである。

複数シナリオの使用

例えば脱炭素化の速度及び世界の平均気温の上昇する度合いなど、環境の変化に関する異なるシナリオがどのように現実のものになっていくのかを検討する場合、相当の不確実性が伴い、判断が求められる。重要な不確実性が存在し相当の判断が求められる場合、使用価値を算定するために確率加重シナリオに基づく期待キャッシュ・フロー・アプローチの方が、最善の見積りに基づいた単一のキャッシュ・フ

重要な不確実性が存在し
相当の判断が求められる
場合、確率加重シナリオ
に基づく予想キャッシュ・
フロー・アプローチがより
適切になるであろう

一を算定する方法より適切になるであろう(開示例 3-4 の例を参照)。実際、これは、異なるシナリオに基づく予想価格をキャッシュ・インフローに織り込むだけにとどまらず、確率加重シナリオ(すなわち、最悪のケース、基本となるケース及び最良のケース)を期待キャッシュ・フローの算定に使用することを意味する。

確率加重シナリオ・アプローチを使用する場合でも、企業は、キャッシュ・フローに反映されていない一般的な不確実性及びリスクに関し割引率を調整することを依然として検討する必要がある。シナリオ分析は、採掘産業や製造産業などの、気候変動による影響を大きく受ける産業に関しては特に関連性が高いといえる。影響の範囲が小さい産業は、割引率を通じて環境の変化から生じるエクスポージャーを組み込むことを検討して、感応度分析を行うこともできる。公正価値の解説については、本冊子のセクション 5 を参照されたい。

Tesco 社は、以下のように、キャッシュ・フロー予測をどのように確率加重し、気候変動シナリオを検討したかを 2023 年度年次財務諸表に記載している。

開示例 3-5— Tesco 社—2023 年度年次報告書(リテール部門)

注 14: 非流動資産の減損

使用価値

小売

当グループは、異なるキャッシュ・フロー・シナリオを確率加重した期待キャッシュ・フロー・アプローチを適用しています。最も大きな確率加重は 3 年の内部予測から導出したキャッシュ・フローに適用しています。追加的なシナリオは、アップサイドのシナリオだけでなく、事業コスト水準の上昇及び気候変動がもたらすといった長期持続可能性に関する報告書のシナリオと整合したマクロ経済の減速リスクを考慮しています。持続可能性に関する報告書のシナリオは 3 ヶ年の内部予測が合理的に上方修正される可能性を含む、将来の経済状況に関する経営者の最善の見積りを反映するため減損テスト用に調整された「深刻であるが妥当な」リスクを反映しています。

確率加重されたキャッシュ・フロー内に含まれる気候変動シナリオ以外にも、当グループは、当グループのネットゼロ・コミットメントの実現の助けになる技術への投資、より環境に優しい代替品への資産の入れ替えに関連するコスト及び当グループの燃料事業のキャッシュ・フローに対する仮定などのその他の気候変動関連の仮定を減損モデリングに組み込んでいますがこれらに限られるものではありません。

Eni 社は Tesco 社とは対照的に、将来キャッシュ・フローの算定に複数の気候変動リスク関連のシナリオを適用せずに、2022 年のエネルギー転換のリスクを反映するために、経営者が見積もった市場リスク・プレミアムを将来キャッシュ・フローの割引率に加味していた。

開示例 3-6— Eni 社—2022 年度年次報告書(エネルギー部門)

15 有形資産、無形資産及び使用権資産の(減損)の戻入れ 代替シナリオに対する感応度

CGU の将来キャッシュ・フローの割引率は、資本資産価格モデルの手法を用いて、株主資本コスト(Ke)及び借入コストの加重平均として見積りました。特に株主資本コストは、S&P500 の長期リターンを基礎に測定された分散不能な市場リスクに関するプレミアムと活動を行っている各国の事業リスクとエネルギー転換のリスクに対するエクスポージャーを考慮した追加的なプレミアムの両方を考慮しています。

2022 年度の約 7%という資本コスト(WAAC)の見積りは、リスクフリー資産の利回りの上昇と、レバレッジ削減プロセスの実施による当社の財務リスクの低下に伴う資本コストの低下が相殺され、2021 年と同水準で推移しました。当グループの WACC は、石油&ガス事業が行われている平均的なポートフォリオに照らして、各地域の特有の事業リスクを考慮するために、補正係数を追加することで調整しました(国ごとに調整された WACC)。

信頼のおけるキャッシュ・フロー予測の期間

企業の支配が及ばない重要な不確実性が存在する場合、信頼のおけるキャッシュ・フロー予測が入手可能である期間、及び気候変動が当該キャッシュ・フロー予測期間の最終年度に使用される成長率に及ぼす影響を慎重に検討する必要があります。IAS 第 36 号は、使用価値算定に用いるキャッシュ・フロー予測の期間は最大 5 年と定めているが、正当性がある場合にはそれ以上の期間を予測に含めることを容認している。気候変動により、向こう数年を超える将来キャッシュ・フロー予測の作成が非常に難しくなる企業もあるかもしれない。短期キャッシュ・フロー予測をベースに、長期的なキャッシュ・フローの推定を行うことについても、難しい問題が生じる可能性がある。ターミナル・バリューを計算する前に、より長期のキャッシュ・フロー予測を作成しなければならない企業もあれば、キャッシュ・フロー予測は資産又は CGU の残存する見積耐用年数の全期間にわたって行うべきであると考えられる企業もあるだろう。

ターミナル・バリュー

多くの長期性資産の使用価値は、ターミナル・バリュー、つまりキャッシュ・フロー予測の最終年度のキャッシュ・フローの水準及びそれに適用される成長率が、価値算定における重要な要素となるだろう。したがって、キャッシュ・フロー予測期間の最終年度の数値が、気候関連についての側面も反映した持続可能な水準となっていることを確認することが重要である。反映されない場合には、気候変動の影響に対処するための将来の支出を反映させる調整が必要となる可能性がある(将来投資に関するキャッシュ・フローについては上記の解説を参照されたい)。適用される成長率が適切であることを担保し、気候関連事項の影響を確実に考慮することが重要である。IAS 第 36 号は、逡増する成長率を使用することが正当化できる場合を除き、一定又は逡減する成長率を使用するよう求めている。気候変動リスクに大きくさらされている企業は、適用する成長率への影響を評価することや、マイナスの成長率を適用することを検討する必要があるかもしれない。さらに、ターミナル・バリューは、期間の経過に応じて異なる成長率の適用を検討する必要がある場合、特に大きな課題となる。

気候変動により、数年先以降の将来キャッシュ・フロー予測を作成することが非常に困難となる企業もある

気候変動リスクに大きくさらされる企業は、使用する成長率への影響を評価する必要があり、マイナスの成長率を検討しなければならない可能性がある

下記の事例では、Enel 社は、減損テストで長期的な気候変動の影響、特にターミナル・バリューと想定する成長率への影響をどのように検討したかを 2022 年度年次財務諸表に開示している。

開示例 3-7—Enel 社—2022 年度年次報告書(エネルギー部門)

24. のれん—13,742 百万ユーロ

当グループは、長期的な気候変動の影響を考慮するために感応度分析を用いています。より具体的には、

- ・ 我々は、2026 年から 2050 年にかけての電力需要の変化に沿った長期的な成長率を考慮し、気候変動による気温の上昇やエネルギー転換に関連する動向に関する一定の仮定を採用した上で、当該事業の特殊性に基づき、ターミナル・バリューの見積りを行いました。
- ・ 基礎になる気候及び気象の変数(例えば、気温、日射量、風速及び降水量など)のそれぞれの予測に関連して生じる、ポートフォリオ資産の水力、風力、太陽光発電の発電量の変化を考慮しています。

当グループは小売活動からの直接的(スコープ 1)及び間接的(スコープ 3)な排出量をゼロにするという目標に沿って化石燃料発電施設の廃止に向けて費用を負担することになると仮定しています。

BP 社は年次報告書に、価格設定に関する仮定をどのように修正し、それらが外部の価格設定予測とどのように比較されるかを 2022 年度年次財務諸表に開示している。

開示例 3-8—BP 社—2022 年度年次報告書(エネルギー部門)

気候変動及び低炭素経済への移行の影響を評価する際の判断と見積り

連結財務諸表の作成において、気候変動及び低炭素経済への移行の影響を評価する際には判断と見積りを行って行っています。これらは、後述する現在報告されている当グループの資産及び負債の金額及び将来的に認識される可能性のある類似の資産及び負債に重要な影響を及ぼす可能性があります。投資意思決定のフレームワークの一部を構成する投資評価に関する当グループの仮定(28 ページを参照)は、...

有形固定資産及びのれんの減損

エネルギー転換は、石油及び天然ガスなどのコモディティの将来の価値に影響を及ぼし、それにより石油・ガス事業における有形固定資産及びのれんの回収可能価額に影響を与えます。減損テストにおける使用価値の算定に使用した石油・ガス価格の経営者の最善の見積りに関する仮定を 2022 年に修正しました。開示されている価格は 2021 年の実質価格になります。2024 年から 2030 年までのブレント原油に関する仮定は、足元では供給の逼迫を反映して 1 バレル当たり 70 ドルに上昇していますが、エネルギー・システムの脱炭素化が進んでおり、需要の落ち込みにより原油価格は下落する仮定を引き続き維持して、2050 年までに 1 バレル当たり 45 ドルまで減少するとしています。2035 年及び 2050 年までの Henry Hub ガスの価格に関する仮定は、ロシア産のガス供給の減少を埋め合わせるための米国産ガス生産の需要の増加を反映して、100 万英国熱量単位(mmBtu)当たり 4.00 ドルと 3.50 ドルにそれぞれ上昇しました。

修正後の仮定は、経営者が検討した外部のシナリオの範囲内に収まり、パリ協定における目標である、世界の平均気温上昇を産業革命以前から 2°C 以内に抑え、また産業革命以前の水準から 1.5°C 以内に気温上昇を抑える努力をするというエネルギー転換の方向性に整合しています。

Shell 社は 2022 年度年次財務諸表で、数多くの外部の気候変動シナリオに言及し、帳簿価額の回収可能性を計算するのに使用されたモデルのその他のすべての要因に変化はないとの仮定の下で帳簿価額に対する価格感応度を開示している。

開示例 3-9—Shell 社—2022 年度年次報告書(エネルギー部門)

気候連動価格曲線を用いた価格感応度

コモディティ価格の変動に対する感応度は以下のように判定しています。

価格曲線 1 — 1.5°C から 2°C の 3 種類[A]の外部の気候変動シナリオからの平均価格: 様々なシナリオ全体にわたる幅広い価格見通しを考慮し、以下の 3 種類の外部価格見通しの平均を取っています。

[A] 2021 年に適用された IEA SDS シナリオは公表されていないため、2022 年については除外しています。

- ・ IHS Markit / ACCS 2022— このシナリオでは石油価格(2022 年現物価格(RT22))は徐々に下がり 2039 年には 1 バレル当たり 36.5 ドルになりますが、2050 年には 94.3 ドルまで回復します。ガス価格(RT22)は Henry Hub について、2023 年から 2024 年にかけて 100 万英国熱量単位(MMBtu)当たり 3.7 ドルから下落して 3 ドル/MMBtu を若干下回り、2050 年までその水準が続きます。ヨーロッパについては、価格は 2023 年の 35 ドル/MMBtu から 2029 年に 4 ドル/MMBtu あたりまで下落し、2040 年までその水準を維持しますが、その後徐々に上昇し 2050 年には 5 ドル/MMBtu あたりまで上昇します。アジアについては、価格は 2029 年に 5 ドル/MMBtu あたりまで下落しますが、ここでも 2045 年に向けて徐々に上昇し 2050 年には 6 ドル/MMBtu あたりまで上昇します。
- ・ Woodmac WM AET-1.5 度— このシナリオでは石油価格(RT22)は徐々に下がり 2050 年には 1 バレル 27 ドルまで下落します。ガス価格(RT22)は Henry Hub について 2023 年の 5 ドル/MMBtu から 2024 年には 3 ドル/MMBtu に下落し、2045 年には 4 ドル/MMBtu あたりまで徐々に回復し、その後再び下落に転じ 2050 年には 3 ドル/MMBtu あたりになります。アジア及びヨーロッパのガス価格(RT22)は 2023 年の約 30 ドル/MMBtu から 2031 年にはそれぞれ 6 ドル/MMBtu と 5 ドル/MMBtu あたりまで下落し、再び上昇し 2040 年頃にはそれぞれ 10 ドル/MMBtu と 8 ドル/MMBtu 近くまで上昇します。その後、2050 年に向けて徐々に下がり、アジアについては 6 ドル/MMBtu、ヨーロッパについては 5 ドル/MMBtu まで下落します。
- ・ IEA NZE50 — このシナリオでは石油価格(RT22)は徐々に下がり 2050 年には 1 バレル 25 ドルになります。ガス価格は Henry Hub については 2023 年の約 3.5 ドル/MMBtu から下落し、2030 年には 2 ドル/MMBtu あたりになり、それを若干下回る水準で 2050 年まで推移します。アジアとヨーロッパのガス価格(RT22)は 2023 年のそれぞれの価格 10 ドル/MMBtu と 9 ドル/MMBtu から 2030 年頃にはそれぞれ 6 ドル/MMBtu と 5 ドル/MMBtu に値下がりし、さらに 2050 年に向けて 5 ドル/MMBtu と 4 ドル/MMBtu に下落します。

この平均価格曲線は、対象期間全体にわたる、1.5°C から 2°C の外部の気候変動シナリオでのコモディティ価格の推移に関する外部の見解になります。

この平均価格曲線を 2022 年 12 月 31 日時点の 750 億ドル(2021 年:650 億ドル[A])の統合ガス資産及び 880 億ドル(2021 年:890 億ドル[A])の上流部門の資産に当てはめると、2022 年 12 月 31 日時点の帳簿価額を 40—60 億ドル(2021 年:130—160 億ドル)及び 10—20 億ドル(2021 年:140—170 億ドル)それぞれ下回る回収可能価額が示されます。

企業は、気候変動及び気候関連目標が仮定にどのように織り込まれ、減損テストにどのように反映されているかを開示しなければならない

開示

企業が減損テストにおいて、気候リスクを反映するために重要な仮定と判断を行う場合、それらは開示に反映されなければならない。気候変動及び気候関連目標が仮定にどのように織り込まれ、減損テストにどのように反映されているか、またそうではない場合には、なぜそれらが考慮されなかったかを開示することが重要になる。例えば、2050年までにパリ協定の目標であるネットゼロ排出を達成することを確約する企業は、コモディティの価格設定、賦課金、資産の強制的な廃棄、事業の売却などに関する仮定に、これらの点がどのように織り込まれているかを開示することを検討する可能性がある。それは、利用者が、財務諸表における開示とサステナビリティ報告書やプレスリリースなど、年次報告書の他のセクションで開示されているものとの相互関係を理解するのに役立つ。開示についてはセクション 1 でより詳細に解説している。

Coles 社は 2022 年度年次財務諸表で、気候変動に関し公表した野心的な計画が財務報告に及ぼす影響について述べており、気候リスクの結果による重大な財務報告上の影響を識別していない、と説明していた。

開示例 3-10— Coles Group 社 —2022 年度年次報告書(小売部門)

4.1 非金融資産の減損

将来予測キャッシュ・フロー

将来予測キャッシュ・フローは、取締役会で承認された最新の内部 5 年計画に基づいており、CGU の各資産の収益、費用、設備投資及びキャッシュ・フローの経営者の最善の見積りを反映しています。内部計画は、今なお続いている新型コロナウイルス感染症の、収益及び費用への影響を考慮しています。販売価格及び直接原価の変動は、過去の経験と当グループが営業活動を行う、経営者が見込む市場の将来の変化に基づいて判断しています。

さらに、気候変動関連リスクの潜在的な財務上の影響がのれんの帳簿価額に及ぼす影響についても、気候変動リスク評価の定性的レビューを通じて検討しています。このレビューで、重要性がある財務報告への影響は何も識別されませんでした。

資産又は CGU の FVLCOD を計算する際の将来予測キャッシュ・フローには、改善に向けた設備投資など、合理的に入手可能な市場参加者の仮定も組み込んでいます。

感応度分析は、インプットの合理的に考え得る変動がヘッドルームに与える影響又は減損につながる仮定の変更を説明するのに有用となる。企業は、のれん又は耐用年数を確定できない無形資産の帳簿価額が重要になる各 CGU 又は CGU グループについて感応度分析を提供しなければならない。CGU の回収可能価額を算定するのに使用される主要な仮定が合理的に変化し、帳簿価額が回収可能価額を超過することになる場合にこの開示を行う。

弊社のコメント

特定の資産、プロセス又は活動が気候関連の事業上の要求事項にどのように影響を受けるか、及び気候関連のリスクと機会が、予測期間のキャッシュ・フロー予測などの企業の将来に関する情報にどのように影響を与えるかについては、相当の判断が求められる。

企業は、気候関連リスクに対する企業のエクスポージャーを評価する際に利用者がどのような情報に依拠するかを検討しなければならない。

4. 引当金

4.1 論点

IAS 第 37 号「引当金、偶発負債及び偶発資産」は、企業が過去の事象の結果として現在の義務(法的又は推定的)を有しており、当該義務を決済するために経済的便益を有する資源の流出が必要となる可能性が高く、当該義務の金額について信頼性のある見積りができる場合、引当金を認識することを求めている。同時に、IAS 第 37 号は、将来の営業損失について企業が引当金を認識することを容認していない。

不利な契約の場合を除いて、引当金として認識が要求される金額は、報告期間の末日における現在の義務を決済するために必要となる支出の最善の見積りでなければならない。不利な契約の場合、引当金として認識が要求される金額は、予想される結果の見積りに基づくことはない。その代わりに、当該引当金は、契約履行のコストと、(企業がこれを選択する予定かに係わらず)契約不履行により発生する補償又は違約金のいずれか低い方を反映する。

認識要件のいずれかが満たされない場合、引当金が認識されることはないが、企業はその代わりに偶発負債を有する可能性がある。偶発負債は貸借対照表で認識されることはないが、決済時の流出の可能性がほとんどない場合を除いて説明的な開示が求められる。

IAS 第 37 号では、財務諸表利用者が引当金及び偶発負債の性質、時期及び金額を理解できる開示を求めている。引当金及び偶発負債の両方について、これには、流出の金額又は時期に関する不確実性の指標が含まれる。

2023 年 4 月、IASB は、IAS 第 37 号の認識に関する要求事項の改善を意図したメンテナンスプロジェクトを IASB のアジェンダに追加した。その結果生じる改訂は、IFRIC 第 21 号「賦課金」に入れ替わると考えられる。IASB はまた、当該要求事項の気候関連事項(例: ネットゼロ排出に対するコミットメント)への適用を例示するための設例を IAS 第 37 号に追加する意図も示唆していた。本稿執筆時点では、IASB は可能な改訂内容を議論しているところであり、2023 年第 4 四半期にはプロジェクトの方向性を決定すると考えられている。¹⁴

4.2 影響

企業が気候変動の影響に対処する措置を講じる場合、それらの行為によって、新たな負債の認識が生じる結果となる可能性があり、また、認識要件が満たされないのであれば、新たな偶発負債を開示しなければならない可能性がある。

特に、気候変動による引当金及び偶発負債への影響を評価するにあたり、企業は以下の事項を考慮することが求められる。

新たな法令

気候変動に対応して導入される法令では、従前には存在していなかった新たな義務が生じる可能性がある。例えば、2003 年から導入された EU 指令「電子電気機器廃棄物指令」(WEEE 指令)¹⁵のように、製品のリサイクル又は撤去に関する新たな規制が導入される。新たな法律が提案されてはいるが制定まで至っていない場合、法案が原案どおりに制定されることがほぼ確実になった時点でのみ義務が生じる¹⁶。実際には多くの国や地域で、法律が制定されてはじめてそうした義務が生じることになるであろう。

¹⁴ <https://www.ifrs.org/projects/work-plan/provisions>.

¹⁵ IFRIC 第 6 号「特定市場への参加から生じる負債—電気・電子機器廃棄物」は、IAS 第 37 号の第 14 項(a)に従って引当金の認識に関する義務を発生させる事象の識別に関するガイダンスを定めるために開発された。しかしこれは IAS 第 37 号にある既存のガイダンスであり、すなわち、過去の義務発生事象が存在し、資源の流出の可能性が高く、かつ信頼性をもって測定できる場合に、引当金の認識が求められる。

¹⁶ IAS 第 37 号第 50 項を参照

気候変動の影響に対処するための措置は結果として、新たな負債の認識、又は新たな偶発負債の開示につながる可能性がある

将来、特定の方法で事業を行うために支出を負担させる法的規制がある場合、下記の設例 1 で説明しているように、将来の支出を負担する現在の義務が存在しない場合には、法的規制自体が引当金を認識することを正当化するものではない。

設例 1: 将来的な支出の負担に関する法律上の要求事項

2022 年に可決された法律により、ある企業は、すべての所有する不動産のガス暖房システムを、2026 年 6 月 30 日までに水素又はその他の低炭素代替物に入れ替えなければならない。同社は 2027 年にはじめて暖房システムの再調達を開始する。

2023 年、2024 年及び 2025 年の報告期間の末日現在において、義務を発生させるような事象は生じていない。暖房システムが再調達される、又は法律が発効する場合にのみ、過去の事象の結果としての現在の義務が存在することになる。

期限である 2026 年 6 月 30 日までに法律の要求を遵守していないことは、法律に定められる暖房システムの再調達費用に関する引当金の計上を正当化する義務を発生させる事象が生じていることを意味するものではない。しかし、罰金及び違約金に関しては、それらが課せられる可能性の方が課せられない可能性より高いと判断される場合には、罰金及び違約金の最善の見積額をもって引当金が認識される。

さらに、例えば企業が使用するエネルギーに課せられる環境税など、特定の活動を推奨又は控えさせるための新たな賦課金制度が政府により導入される可能性がある。IFRIC 第 21 号「賦課金」を適用すると、関連する法令により賦課金を支払う義務を生じさせる活動が、引当金の認識上、義務を発生させる事象になり、この場合には、エネルギーの消費がこれに該当する。

推定的義務

企業は気候変動に関して一定の方法で行動する又は一定の活動を実施する公的コミットメントを行う場合がある。そうした企業は、引当金の認識が求められる推定的義務が生じているかどうかを評価しなければならない。IAS 第 37 号に従って、企業の将来の行為とは関係なく存在する過去の事象から生じる義務のみが引当金として認識され得る。

世界中の企業が、将来の GHG 排出についてネットゼロへのコミットメントを宣言している。開示されたネットゼロへのコミットメントは、目標を達成する道筋に関する詳細な説明なしに単純に GHG 排出の削減に関する前提のみを述べている場合がある。また、短中期の計画の詳細について述べている企業もある。企業の説明が同じようであっても、財務諸表への影響は大きく異なり得る。

そのような説明は企業が GHG 排出を削減する又は除去する責任を受け入れていることを公にするものであるが、それは、企業は引当金を認識すべきであるということ自動的に意味するものではない。むしろ、財務報告の影響及び IFRS の適用可能な要求事項は計画された行動に左右される。例えば、一定の資産を低炭素排出資産に入れ替える計画にしている企業は、IAS 第 16 号に従って資本コミットメントを有することになるのか、またいつの時点で有することになるのかを検討する必要がある。既存の資産の除去は、減損の評価と耐用年数の再評価の両方に影響を及ぼす。「コミットメント」と呼ばれても、計画された行動は罰則なしに、また将来の事象の発生を条件に変更される可能性がある。すなわち、それらは廃棄引当金など他の負債の対象になる可能性がある。

企業は、公的なコミットメントにより推定的義務を生じさせたかどうかを評価しなければならない

気候変動及びその結果
制定される関連法案で、
過去の判断の再検討が
求められる可能性がある

企業固有の計画は、ネットゼロ排出へのコミットメントを適切に会計処理する際のカギになることから、企業は、財務諸表利用者がその影響を理解できるように、適切な説明を提供する開示を含めることを検討すべきである。さらに、企業は気候変動の課題に向かう意欲、目標及び意図する行動を記述する際には明確な表現が確実に使用されるように注意をしなければならない。例えば、読み手は、移行計画に記載される行動の過程から企業が現実的に逸脱することができる範囲について、その理解に苦しむかもしれない。

廃棄及び資産除去債務

石炭又は石油及びガスパラントについて、従前には耐用年数を確定できないと考えられていたことから、それら資産の廃棄費用に関し引当金が認識されていない可能性がある。Shell 社が 2022 年度年次財務諸表で示しているように、気候変動及びそれに関連する法令により、そうした判断を見直さなければならなくなる、又は新たに廃棄引当金を認識、又は偶発負債を開示しなければならなくなる可能性がある。

開示例 4-1—Shell 社 —2022 年度年次報告書(エネルギー部門)

31. 法的手続及びその他の偶発事象 製造施設の廃棄及び原状回復

2020 年以前は業界の実務に従って、石油製品及び化学製品の製造施設に関連する廃棄及び原状回復に関する引当金は認識しない、という当社方針を設定していました。これは、資産は耐用年数が確定できない、したがって経済的便益のアウトフローが求められる可能性が低いことを当該方針の基礎となっています。

2020 年に、マクロ経済面のファンダメンタルズの変化が、当グループの製造ポートフォリオの合理化計画と併せて検討されました。また、製造施設について廃棄及び原状回復引当金をこのまま認識しないのは適切かどうかについても再考されました。

耐用年数が確定できない製造施設に関する仮定はもはや適切ではないと結論付けられ、廃棄及び原状回復引当金又は偶発負債の開示の必要性を 2020 年に見直しました。2020 年は一定の短期製造施設について引当金が認識されていましたが、その他の長期施設については廃棄が一般的に 50 年以上先であることから、過去の事象から生じる現在の義務は存在するが、義務の金額は十分な信頼性をもって測定できないと結論付けられました。この結論の根拠は、決済日を確定できない、観察可能な測定値が存在しない超長期割引率など、その他の見積りには信頼性がないということでした。したがって、認識又は定量化できず、かつ偶発負債としては開示されない廃棄及び原状回復に関する負債が存在しています。

気候変動又は関係する法令により企業に新たな廃棄義務が生じるだけでなく、廃棄が前倒しされる可能性もある。この場合、割引計算に影響して、従前に認識している引当金が増加することになる。関連する有形固定資産に含まれる廃棄引当金の対応勘定も IFRIC 第 1 号に従い、増加することになる。また、BP 社と Rio Tinto 社が 2022 年度年次財務諸表で示しているように、気候関連事項を考慮した結果生じる廃棄活動の見積費用の変動は、既存の廃棄及び資産除去債務の測定に影響を与える可能性がある。

1. 重要な会計方針、判断、見積り及び仮定—続き**引当金: 廃棄**

エネルギー転換で石油・ガス事業の資産の廃棄が加速し、関連する廃棄引当金の現在価値が増加しています。当社の既存の上流の石油・ガス資産の大半が今後 20 年間にその廃棄が見込まれます。当社グループの上流の炭化水素生産を 2019 年の水準(11 ページ参照)からおよそ 25%減らすという予想は、売却又はポートフォリオの質をさらに高めることなど、将来の積極的な運用を通じて達成されます。その結果生じる廃棄の加重平均のタイミングの遅早は、修正後のポートフォリオに含まれる資産の内容に左右されます。現在、当社グループのポートフォリオにおける石油・ガス資産の廃棄の支出が発生する予想タイミングに重要性がある前倒しが生じることはありません。経営者は、すべての廃棄の予想されるタイミングが 2 年ずれたとしても、キャッシュ・フローは同じように推移すると仮定しており、上流の廃棄引当金に重要性がある影響が生じるとは見込んでいません。

廃棄コストの見積りは確定している規制及び外部環境に基づいています。これらの見積りは、低炭素経済への移行の結果をはじめ、将来変動する可能性があります。製油所については、典型的には製造の停止を背景とする廃棄引当金は、関連する義務の決済日が確定していないことから一般的に認識されません。経営者は引き続き事実と状況をレビューし、廃棄引当金の認識の要否を評価していきます。2022 年 12 月 31 日時点の製油所に関係する廃棄引当金は重要性がありません。「重要な判断と見積り: 詳細な引当金情報」を参照してください。

14. 閉鎖及び原状回復引当金

気候変動の当社事業への影響—閉鎖、原状回復及び環境上の費用

閉鎖に関する基本的なコストは、原資産の経過年数と閉鎖までの期間の関数に基づき、異なる度合いの精度で見積もっています。閉鎖までの期間が 10 年内の資産について、閉鎖の計画及びコスト見積りは、閉鎖期限が近づくにつれ精緻化される詳細な調査により裏付けられていきます。これらの閉鎖に関する調査は、特に降水確率に焦点を当て予想される気象条件へのレジリエンスに関する計画を考慮します。新しい動きについては、気候変動及び最終的な閉鎖条件の検討は、承認プロセスの重要な部分になります。より長期の資産については、閉鎖引当金は通常、5 年ごとに新たに実施される概念レベルの調査に基づいて決定されます。つまり、これらは、閉鎖時の予測される気象条件をより深く調査した結果を織り込むために更新されていきます。

	2022	2021
12月31日現在の閉鎖コストの内訳	US\$m	US\$m
廃棄、汚染除去及び解体	3,386	3,343
閉鎖及び復旧のための土工事 ^(a)	4,760	4,125
長期的な水管理費用 ^(b)	1,092	967
閉鎖後のモニタリング及びメンテナンス	1,846	1,676
間接費、所有者費用及び偶発事象	4,675	4,431
合計	15,759	14,542

- (a) 土工事による原状回復作業の重要な要素としては、主にディーゼル・エンジン搭載重機を使用する採掘活動によって荒れてしまった土地の再整備などが挙げられます。採掘用重機の低炭素化ソリューションの開発では、鉱山の使用期間中における車両の電動化も含まれております。廃鉱費用の見積りに含まれる重機に関する予測キャッシュ・フローは、既存の燃料源を基に決定されています。このため、当該動力が再生エネルギーからもたらされるようになれば、閉鎖期間に発生するコストは減少する可能性があります。
- (b) 長期的な水管理は、廃鉱後の酸性岩石排水の処理及びその他の環境上のコミットメントに係わり、当社の廃鉱チームによる研究開発の重点領域であります。この水処理の費用は、土工事及び解体作業の大部分が完了した後も長年にわたり必要となり、したがって長期的に気候変動にさらされることとなります。気候変動により降水確率に重要性がある影響が生じる可能性があり、処理を必要とする水量も変わってくる可能性があります。場所によっては乾燥が進行すると見込まれる一方、降雨量が増大すると見込まれる場所もあることから、当該水処理が廃鉱引当金に与える影響については、現時点で正確に予測することが困難であります。さらに、処理水の代替的な商業利用を検討しており、実現すればこれらの費用を最終的に第三者に転嫁することが可能になります。
- (c) 間接費用、所有者費用及び偶発事象には、中央値で算出された廃鉱引当金の見積りと一致させるためのキャッシュ・フローの調整が含まれますが、定量的な見積りの不確実性に対する引当金は含まれていません。これらは、主要なコスト要因に配分され、上記のそれぞれのコストの区分ごとに表示されます。

不利な契約

環境に優しい素材や処理工程の採用に関連する費用の増加により、従前には利益が生じると見込まれた契約が、損失を出すで見込まれるようになる可能性がある。契約が不利だと判断される場合、引当金はその契約から解放されるための最小の正味コストを反映することになる。最小の正味コストは、契約履行のコストと契約不履行により発生する補償又は違約金のいずれか低い方になる。しかし、契約不履行でも支払うべき罰金又は補償が存在しない場合、企業が契約の遂行を選択する場合でも、引当金は計上されない。

気候変動及び関連する法令変更は、一定の事業活動がもはや実行可能でなくなることを意味する

ビジネス・モデル

気候変動及びそれに関する法令変更は、例えば石油の掘削やディーゼル・エンジンの製造組立など、現在の事業活動の一定の領域について、今の形態のままではもはや実行不可能となり得ることを意味する。つまり、契約済プロジェクトや資本コミットメントが破棄され、結果として不利な契約になる、また極端なケースでは個々の部門や事業のリストラや廃止が生じる。企業は、ビジネス・モデルの変更により関連するリストラチャリング引当金の認識が求められるのか、またそれはいつなのかを評価する必要がある。

法的請求

大抵の場合、法的請求に関する引当の必要性を評価することは、引当金の計上に関して最も困難な課題の1つである。非常に長い時間が掛かり得る司法手続自体が有する不確実性がその主な原因である。企業が係争の解決又は裁判所による決定内容の履行に要する費用について引当金を認識する必要があるか否かは、適切な法的助言に基づき、それぞれのケースの具体的状況を合理的に勘案した上での判断に依拠することになる。Shell 社が 2022 年度年次財務諸表で説明しているように、企業は気候関連事項に関連する訴訟は、将来的にはさらに一般的になり、結果は不確実性がさらに増すと想定している。

開示例 4-4—Shell 社 -2022 年度年次報告書(エネルギー部門)

31. 訴訟手続及びその他の偶発事象 気候変動に係る訴訟

米国では、複数の地方自治体や州政府が Royal Dutch Shell 社を含む石油・ガス会社を相手取った 22 件の訴訟は 2022 年 12 月 31 日現在依然として係争中です。原告側は、被告の化石燃料製品を原因と主張する気候変動による海面上昇及びその他の影響による公共及び民間インフラに対する危害を含む、様々な損害への賠償請求を行っています。オランダでは、環境系非政府組織(eNGO)のグループや個人の原告が提訴した Shell 社への訴訟において、裁判所は、Shell 社は違法な操業を行っている訳ではないものの、Shell 社グループ全体の年間の CO2 排出量及びスコープ 1、2 及び 3 で販売されるエネルギー・キャリアー製品の年間二酸化炭素総排出量を 2019 年の排出レベルと比較し 2030 年末までに 45% (正味) 削減しなければならないと判断しました。スコープ 2 と 3 については、これは重要な最善努力義務になります。Shell 社はこの判決に対し上訴しました。経営者は、これらの訴訟は、Shell 社に有利な方向で解決されると考えていますが、当該訴訟の最終的な結果、並びにそれが将来の営業活動、利益、キャッシュ・フロー及び Shell 社の財務状況に及ぼす影響に関して、高い不確実性が存在します。

英国では、環境派の法律家グループである ClientEarth が 2022 年 3 月に、Shell 社の取締役会が「気候関連リスク」を取り扱ったとされる方法に関し、Shell 社を代表する形で Shell 社の取締役会に対し英国の裁判所における法的請求(株主代表訴訟)を開始すると告発文を送付しました。2023 年 2 月 8 日に ClientEarth は Shell 社と同社の現在の取締役会に対して高等裁判所に請求訴訟を提起しました。この請求は金銭的な救済を求めるものではありませんが、裁判所に(i)法律上の義務に従って気候リスクを管理するための異なる戦略を採用し実施すること、及び(ii)オランダの裁判所命令を即座に遵守することの 2 つを取締役に命じることを要請しています。高等裁判所は ClientEarth に請求を進める許可を認めるに違いありません。

また、気候変動に関する新しい法令は、既存の法的請求に関する経済的便益の流出が可能がある(possible)から可能性が高い(probable)に高まることで、偶発負債の開示ではなく引当金の認識が必要になる場合がある。

適切な場合、企業は引当金計上の際に気候変動をどのように考慮したかを開示しなければならない

開示

気候変動の影響が生じる時期及びその度合いは不確実である。企業は、そうした不確実性や、引当金を認識及び測定する際に行った仮定及び判断を財務諸表利用者が理解できるよう十分かつ適切な開示を行う必要がある。適切な場合、企業は、引当金の測定又は偶発負債の開示、主要な仮定に使用した数値の開示（廃棄に伴う経済的便益の流出時期など）、報告期間における主要な仮定の重要な変更、その変更の理由、及び費用又は時期に関する仮定の変更に対する重要な廃棄引当金の感応度のそれぞれに関し、気候変動をどのように考慮したかを開示しなければならない。開示に関するより詳細な解説はセクション1を参照されたい。

弊社のコメント

気候関連事項は潜在的に、引当金の認識及び測定、偶発負債の開示の必要性に重要な影響を与える可能性がある。しかし、IAS 第 37 号では、企業の将来の行為から独立して存在する過去の事象から生じた義務のみが、引当金として認識されなければならない。

気候変動の範囲及び影響を評価する際に存在する重大な不確実性に鑑みると、企業は、それらの不確実性、引当金の測定又は偶発負債の開示において気候変動をどのように考慮したか、そして、引当金を認識及び測定する際に経営者が行った仮定及び判断について、財務諸表利用者が理解できるように十分な開示を提供する必要がある。

5. 公正価値測定

5.1 論点

IFRS 第 13 号「公正価値測定」は公正価値を出口価格と定義し、企業は、市場参加者が資産又は負債の価格付けの際に採用するであろう仮定を用いなければならない。公正価値は、報告企業に特有の価値ではなく、またリスク評価又は固有のシナジー効果が他の市場参加者と異なるような市場参加者に特有の価値でもない。

公正価値は、資産又は負債の価格付けを行う場合に主要な(最も有利な)市場における市場参加者が考慮するものを重視しており、気候変動が公正価値を測定するために使用する仮定に影響を与えるのか、またどの程度の影響を与えるのかの判断は慎重に行う必要がある。これには、例えば、資産又は負債の価格に気候関連リスクがどのように影響を与えると市場参加者が考えているか、気候変動(それにより資産が特徴付けられる場合)によって資産に課せられる制限の影響、及び物理的に可能で法律上も許可されており財務的に実行可能かつ企業が現在使用していると推定される非金融資産の最有効使用が含まれる。サステナビリティ報告における開示によって、資産又は負債についての情報が追加的に提供されることになるため、市場参加者が支払ってもよいと考える金額に影響を及ぼすかもしれない。しかしながら、そうした情報が市場参加者の仮定、インプット及び感応度に及ぼした影響額を算定するには相当な判断が求められる可能性が高い。

IFRS 第 13 号は、企業は観察可能なインプットを観察可能ではないものに優先して使用しなければならないと定めている。これは、リスクが市場で価格付けされておらず、(全体として)公正価値ヒエラルキーにおける公正価値測定の区分に影響を及ぼす場合には特に困難になる可能性がある。開示に関するその他の要求事項において、IFRS 第 13 号は、使用されている観察可能でないインプットの変動が、経常的なレベル 3 の公正価値測定に重要な影響を及ぼす場合、それらのインプットの変動に対する当該公正価値測定の感応度について説明的記述を示すことを企業に対して要求している。金融商品については、それ以外にも合理的に考え得る代替的な仮定の影響に関する定量的情報が求められる。

5.2 影響

測定

企業は、関連する公正価値測定は、関連性のある気候関連リスク要因を適切に考慮していることを担保すべきである。気候変動は、現在又は将来の企業の資産及び負債に目に見える影響を及ぼす(例:海面上昇、気象パターンの変化、公害レベルの悪化)。気候変動に対する政府又は企業の対応は既知となっている部分もあれば(例:法律や規制の変更、合意された目標に対するコミットメント又は公害の影響を低減するための支出)、単に想定されているだけの部分もある(例:ビジネス・モデルの変更、消費者、同業他者、供給業者、貸手及び投資の行動変化)。リスクや機会は、現実のもの又は想定されるものの、いずれであるかにかかわらず、資産又は負債の公正価値に潜在的に影響を与える。

IFRS 第 13 号は、測定対象になる資産又は負債の公正価値について、会計単位に応じて測定することを求めている。したがって、企業は、気候関連要因がどの資産及び(又は)負債に影響するのかを理解する必要があり、二重計算が生じる又は関連性のある要因が省略されることがないようにしなければならない。例えば、気候関連で新たな進展が生じたため、より費用の増加が見込まれる場合、それは採掘企業が保有する有形固定資産項目の価値及び関連する原状回復のための引当金にも影響を与え得る。しかし、有形固定資産項目の公正価値を測定する場合、企業は、市場参加者が資産の価格付けを行う場合に目的適合的と考えるであろうインプットのみを考慮する必要がある。

企業は、公正価値測定が、関連性のある気候関連リスク要因を適切に考慮されていることを担保すべきである

市場参加者が、資産又は負債に固有のリスク、又は公正価値を測定する際に使われる評価技法におけるリスク(例:評価技法は気候関連事項を明示的に考慮していなかった)について調整することを検討する場合、そのようなリスク調整は公正価値測定の仮定として考慮すべきである。しかし、気候関連要因がさらに重視されるようになるとしても、そうした要因を公正価値測定に組み込むことは特に困難で、インプットは現段階では観察可能にはならないかもしれない。場合によっては、関連するプログラムを測定、検証及びモニタリングを行うための標準的なフレームワークが存在しないこともある。また、変更が原則、合意されるとしても、そのタイミングは不明であるか、又は変更される可能性がある。リスクが定量化されタイミングが推定できるとしても、市場及び市場参加者は、資産又は負債の価格に関しそれをどのように調整すべきかを未だ知らない可能性もある。したがって、企業は、関連性がある気候関連リスクを公正価値測定に組み込むことができるかどうか、できるとすればどのように組み込むべきかを検討する必要がある。

気候リスクについて信頼性をもって価格付けを行い、気候変動変数を評価に組み込むという市場参加者の能力は、徐々に向上していくことが想定される。これは、有担保デリバティブの割引計算を行う際に、ロンドン銀行間取引金利(LIBOR)からオーバーナイト・インデックス・スワップ(OIS)金利へと、市場参加者が段階的に採用していったプロセスに似ているかもしれない。一部の市場参加者は OIS 金利への切替えを行い、他の市場参加者は LIBOR を引き続き使用して割引するという期間があった。移行期間においては、企業は、適切な市場参加者の仮定を判定するために相当の判断を行わなければならないであろう。

公正価値測定において調整を行うべきかどうかを検討する場合、以下のような質問が考えられる。

- ▶ 市場参加者は気候変動変数を公正価値測定に組み込む可能性が高いか。
ある企業は、資産の使用及び価値において気候変動変数の影響を考慮するかもしれないが、他の市場参加者がこれらの変数を取引に組み込まない場合、IFRS 第 13 号「公正価値測定」の下でそれらをインプットとして含めることは適切ではない。
- ▶ マーケット・アプローチの一部として代用数値を使用する場合、適切な代用数値を選択する上で気候変動変数が考慮されているか。
選択した代用数値が、評価対象と同様の気候リスク要因に対するエクスポージャーを表すことが重要である。例えば、石油会社に対する投資を評価する場合、再生エネルギー製品提供の開発に重点的に投資している石油会社の株式評価において、気候変動要因の影響は、そのような製品提供の開発への移行計画を有していない同様の石油会社の株式評価の場合とは異なる可能性が高い。異なる気候リスク要因を有する代用数値を使用する場合は、調整が必要となるであろう。
- ▶ 流動性が低い無担保デリバティブの相手方当事者に対して信用評価調整(CVA)を測定する際に代用数値を使用する場合、適切な代用数値の選択時に気候変動変数が考慮されているか。
観察可能な相手方当事者に特有の信用スプレッドが存在せず、かつ代用数値が使われる場合、当該当事者が気候リスクに大きくさらされるとしたら CVA 測定値を調整する必要があるかもしれない(ただし、調整は市場参加者が行う調整と整合的であることが前提)。

- ▶ 資産に課せられる制限が考慮されているか。
制限が(企業自体の特徴とは対照的に)測定対象となる資産の特徴となる場合、制限は公正価値測定に織り込むべきである。例えば、森林からの木材の切り出しが炭素回収スキームの一環として部分的に制限される場合、このような制限は測定対象の資産の特徴を表すことになるため、考慮対象となるだろう。

インカム・アプローチ(例:割引キャッシュ・フロー法)を使用する場合、以下のような質問が考えられる。

- ▶ 当該技法には気候リスク要因の影響を降り込んでいるか、織り込んでいる場合にはどの程度組み込んでいるのか。
企業は、予測キャッシュ・フロー及び(又は)割引率に気候リスク要因を織り込んでいるか、かつ内部的に整合的であるかどうかを確認する必要がある。例えば、内燃機関(ICE)を生産する自動車会社の株式評価については、ICE が将来規制されるリスクを考慮すると、キャッシュ・フロー予測の推定に、確定できない長期の期間にわたるICEの販売成長率を用いることは適切ではないだろう。
- ▶ 気候変動リスク要因が二重計算されていないか。
キャッシュ・フロー予測と割引率の両方にリスクを加味する二重計算は回避すべきである。逆にリスクがキャッシュ・フローにおいて適切に考慮されていない場合、割引係数の調整が必要になるであろう(ただし、調整は市場参加者が行う調整に整合的であることが前提)。

非金融資産については、以下のような質問が考えられる。

- ▶ 気候リスクに対応する動きで企業の資産の既存の用途が変わったか。
- ▶ 市場参加者が同様の資産の用途変更をしたと示唆するものが存在するか。
- ▶ 現在及び(又は)見込まれる気候変動は、資産にプラスに影響するか、又はマイナスに影響するか(例:海面上昇、気象パターンの変化)。
- ▶ 現在の使用が最有効使用と異なる場合、その理由は。
例えば、座礁資産について企業は、自らの視点からは価値が低いと考えるかもしれないが(おそらく自ら選択した気候変動に向けた移行事業計画において、それは将来計画に含まれないからである)、IFRS 第13号は市場参加者の視点からの最有効使用を考えているため、公正価値測定値は企業の現在の用途を仮定した場合よりも高くなる可能性がある。

開示

企業が公正価値を測定するにあたり関連するリスクについて調整できるかどうかに関係なく、それらのリスク及び潜在的な影響を開示することは重要である。特に財務諸表利用者は、関連性のある気候関連要因が方法論及びインプットの中に組み込まれているか、また組み込まれている場合はどのように組み込まれているかを理解する必要がある。

気候リスク要因が公正価値測定に重大な影響を与える場合、追加的開示が、特に公正価値ヒエラルキーのレベル 3 に区分される公正価値測定について求められる。これには、評価プロセスの変更及び観察可能でないインプット及びそれらのインプットの相互関係の変動に対する感応度が含まれる。企業は、IFRS 第 13 号の開示目的を満たすのに追加的な情報が必要かどうかの検討が求められる。

仮に企業がさらに多くの情報(例:財務報告としてよりも、自社の目的の観点からの気候関連要因の組込み)を伝えたいと考えるようであれば、企業は財務諸表における開示が適切か、それとも経営者による説明及び分析(MD&A)で記載した方がより適切であるかを検討する必要がある。

下記の開示例 5-1 では、Mondi 社の 2022 年度財務諸表において、レベル 3 の公正価値測定に関し、気候変動が公正価値測定において関連するインプットにどのように影響するかを記載している。気候関連要因(例:水不足、火災リスク)が、市場参加者が考慮し公正価値測定において使用されるインプットにどのように影響するかを明確に説明している。

開示例 5-1—Mondi 社 —2022 年度年次報告書(コンテナー及びパッケージ部門)

14 森林資産

森林資産の公正価値は、過年度から一貫して公正価値ヒエラルキーのレベル 3 測定になります。

以下の仮定は、当グループの森林資産の評価に重要な影響を及ぼします。

- 正味販売価格は、輸送、収穫、抽出及び積込の費用を控除した販売価格と定義されています。正味販売価格は第三者取引を基に決定され、材木の種類、成熟具合及び場所により影響を受けます。2022 年に仮定に使用した正味販売価格は、南アフリカ・ランドで、1 トン当たり 14 ユーロから 47 ユーロ(2021 年:1 トン当たり 14 ユーロから 44 ユーロ)相当となり、加重平均は 1 トン当たり 33 ユーロ(2021 年:1 トン当たり 24 ユーロ)でした。
- 植林の土地面積(ヘクタール)を立木のトン数へ変換する係数は、木材の種類、成熟具合、地理的場所のほか、気候変動により予想される水不足及び火災リスクの影響など、その他様々な環境的要因に左右されます。2022 年の変換係数は 7.9 から 23.9(2021 年:8.3 から 24.1)でした。
- 未成熟の材木のリスク・プレミアムは、12.5%(2021 年:12.9%)でした。こちらは、南アフリカの森林資産に関連するリスクの評価に基づいており、未成熟の材木が成熟するまでの年数に適用されます。成熟材については 4.0%(2021 年:4.0%)のリスク・プレミアムが適用されました。未成熟材木及び成熟材木に適用されるリスク・プレミアムには、気候変動により予想される水不足及び火災リスクの影響に関する要因が含まれます。気温上昇、降雨パターンの変化、干ばつなど、異常気象の深刻度及び頻度の高まりは、強風や土地の浸食、火災や病害により、将来、材木を消失する可能性があります。

Sergo 社は 2022 年度年次報告書に、サステナビリティ及び環境関連事項が不動産の評価においてどのように検討されているかを記載している。

開示例 5-2—Segro 社 —2022 年度年次報告書(不動産部門)

26. 不動産評価技法、サステナビリティ及び気候変動に関する考慮事項及び関連する定量的情報

サステナビリティ評価に関する考慮事項

当グループの評価会社 CBRE は、評価報告書の中で、サステナビリティ要因が評価へ及ぼす影響を考慮していると述べています。評価報告書では、「サステナビリティ」には、明示的に認識されていなくとも資産の価値に影響を及ぼし得る幅広い物理的、社会的、環境的及び経済的な要因が包含されるとしています。これには重大な環境的リスク、例えば、洪水、エネルギー効率及び気候リスクにとどまらず、設計、法律及び管理上の検討事項、さらには現在そして過去における土地の使用方法なども、「サステナビリティ」の範囲に入るとされています。

気候関連リスクに関する法律

英国政府及び EU は、現在、最低エネルギー効率基準 (Minimum Energy Efficiency Standards) の更新及び操業率の導入が織り込まれる可能性が高い、ネットゼロへの移行に関する立法措置を進めています。法律の内容はまだ明らかになっていませんが、将来の資産価値に影響が生じる可能性があります。

英国及び EU において強制適用となる気候関連開示の導入(英国における「気候関連財務情報開示タスクフォース(TCFD)」や、EU における「サステナブルファイナンス開示規則(SFDR)」及び「企業サステナビリティ報告指令(CSRD)」)には、物理的リスク及び気候変動リスクの評価も含まれますが、市場のそうしたリスクの見方や資産の売却価格及び賃料に織り込む方法に対して、潜在的に影響を及ぼす可能性があります。

サステナビリティ及び気候リスクに関する法律は、明示的に認識されていなくても資産の価値に影響を及ぼします。評価会社は相場を反映しますが、リードすることはありません。評価会社がサステナビリティ及び法律の価値への影響を認識する場合には、市場参加者がサステナビリティ及び法律の要求事項を入札価格にどのように含めているか、及び市場の評価への影響に関する理解を反映します。

弊社のコメント

企業は、IFRS 第 13 号に準拠した公正価値測定を実施していることを担保するために、公正価値測定に組み込まれた気候変動変数はいずれも、市場参加者が資産又は負債の価格付けを行う際に考慮するであろう変数であることを担保すべきである。財務諸表外で開示される情報をはじめ、気候関連リスクについてより多くの情報が入手可能になりつつある一方で、気候関連リスクの価格付けに関する信頼性及び気候変動変数を資産等の評価へ組み込んで行く方法は徐々に改善していくものと見込まれる。

公正価値測定において気候関連要因を考慮に入れるには、相当な判断を行使する必要から、見積りの不確実性の大幅な増大につながるだろう。したがって、企業は、気候関連リスクの公正価値測定への影響に関する開示にあたり、十分な透明性を持って情報提供を行う必要がある。

6. 金融商品

6.1 論点

IFRS 第9号「金融商品」は、企業に償却原価で測定される金融資産及びその他の包括利益を通じて公正価値(FVOCI)で測定される負債性金融資産、並びに一定の金融保証及びローン・コミットメントに関する予想信用損失(ECL)を認識することを求めている。気候変動もこれらの金融商品の予想信用損失に関する企業の評価に影響を及ぼし、予想信用損失に対する引当金をより多く計上する可能性がある。エクスポージャーにさらされている期間が長くなればなるほど、またカウンターパーティが気候変動の影響を受ける程度が大きくなればなるほど、その影響も大きくなるであろう。

また企業は、IFRS 第9号に従って金融資産が保有されるビジネス・モデル及びその契約条件に基づき金融資産を分類及び測定しなければならない。サステナビリティ連動貸付が益々一般的になりつつある中で、これらの貸付に組み込まれた条件付の金利修正条項が、基本的な貸付の取決めに整合的ではない(その結果、「元本及び利息の支払のみ(SPPI)」の要件を満たさない)ような貸付のキャッシュ・フローへの追加的な変動性を作り出す場合がある。その場合、当該貸付金は純損益を通じて公正価値(FVPL)で測定されることになる。

6.2 影響

予想信用損失

IFRS 第9号は、将来予測情報を使用して予想信用損失を認識することを求めている。様々な経済シナリオが悪影響を与える将来の気候リスクを益々織り込むようになっており、借手の債務不履行の発生確率及び債務不履行の場合に貸手が負担する損失の範囲に影響を及ぼし得る。気候関連リスクはおおまかに物理的リスクと移行リスクとに分類される。物理的リスクには、具体的な気象現象(暴風雨や山火事)及び長期的な気候条件の変化(海面上昇など)による損失リスクが含まれる。移行リスクは、よりサステナブルな経済に移行する際に生じる財務上の損失のリスクに関係する。

物理的リスクでは、事業の中断、財務の健全性への影響、資産価値及び失業などが生じ借手の信用度に影響が生じ得る。移行リスクにおいても、とりわけ影響を受ける産業及び(又は)国に関しては、政策の転換が急進的に又は即座に施行される場合などには、信用の質が急速に悪化する可能性があり、これらの要因も債務を返済し、金利を支払う借手の能力の評価において考慮しなければならない。

信用リスクの観点からは、気候変動に関する物理的リスク及び移行リスクは潜在的に以下に影響を及ぼす。

- ▶ 倒産確率(PD)。PDはエクスポージャーのステージ及びECL引当金の測定に影響を与える。債務不履行を予測する過去の相関はもはや関連性がない可能性がある。そのため、気候変動の影響を捕捉する新しい金融及び非金融の測定指標が利用可能となるに従って、顧客のリスク格付の方法を更新する必要がある。また、規制の動向が与える影響も考慮しなければならない。
- ▶ デフォルト時損失率(LGD)。LGDはECL引当金の最終的な測定に影響を与える。物理的及び移行リスクは、例えば住宅担保融資などの担保価値に影響を及ぼし、企業は過剰債務について異なる回収戦略を検討する必要がある。
- ▶ モデル・アジャストメント。企業は気候リスクをECL引当金に、特にデータ及びモデルの限界があることを念頭に、短期的に気候リスクを織り込むためにモデル内の調整又はモデル適用後の調整をするために判断の行使が必要になる。ガバナンス・プロセスの改善もこれらの判断を支えるために要求される。

様々な不利な将来の気候リスクは借手の債務不履行の発生確率に影響を及ぼす可能性がある

- ▶ フォワード・ルッキング情報。企業は気候リスクをマクロ経済シナリオに織り込む必要があるかもしれない。マクロ経済シナリオに内在する期間が長くなればなるほど、脆弱な分野又は母集団に対する企業のエクスポージャーが大きくなればなるほど、気候リスクのそれらのシナリオへの影響が大きくなる可能性が高い。
- ▶ 集中リスク。気候リスクは脆弱な部門又は地域におけるリスク・エクスポージャーを高める可能性がある。農業や保険などの分野は特に物理的リスクに脆弱である。鉱業及び石油・ガスは特に移行リスクにさらされる。緯度が低い地理的地域や干ばつ又は洪水に襲われる地域は特に物理的リスクにさらされる可能性がある。リスクの集中度の変化は ECL 引当金のモデリング及び信用リスクの集中の開示に影響を及ぼす。企業、特に銀行のように大きな信用リスク・エクスポージャーが存在する企業は気候リスクを企業自身のリスク・フレームワークに統合する様々な段階にあり、それに伴い複数の課題が存在している。

企業、特に銀行のように大きな信用リスク・エクスポージャーが存在する企業は気候リスクを企業自身のリスク・フレームワークに統合する様々な段階にあり、それに伴い複数の課題が存在している。

- ▶ 気候関連リスクは不確実、非線形で広範に及ぶ。
- ▶ 気候リスクの規模及び影響を理解するために利用できる複数の予測及びシナリオが存在するが、経済及び財務への影響の予測は限定的である。
- ▶ 利用可能なデータ及び予測は、タクソミー及び基準の世界的なばらつきを考えると常に比較可能とは限らない。
- ▶ 企業は顧客に関し新しい種類のデータを収集し、新しいプロセス及びガバナンスを整備する必要がある。
- ▶ 気候リスク・エクスポージャーを測定するための適正な測定指標を識別することには困難が伴う。
- ▶ 気候シナリオ分析をリスク評価に織り込むことに関しては、明確化が進み、新たなコンセンサスも見られるようになっている。

開示例 6-1 は、National Australia Bank 社が 2022 年度年次財務諸表で信用リスク評価の一環で気候リスクに対するエクスポージャーをどのように検討していたかを示している。この開示例では、ESG リスクに対するエクスポージャーは、フォワード・ルッキングな調整の一環で考慮されている。

開示例 6-1—National Australia Bank 社 —2022 年度年次報告書(金融サービス部門—バンキング)

注 19 金融リスク管理

信用リスクセクション

ESG リスク

当グループは ESG 及びその他のエマージング・リスクにさらされています。以下はこれらのリスクが当グループにどのように影響を及ぼすかの例を示しています。

- ・ 気候関連事象の発生頻度と影響度合いの増大が、顧客の借入金返済能力又は借入金に設定された担保価値に影響を及ぼす可能性
- ・ 政府、規制当局及びさらに社会一般が低炭素経済に移行する際に講じる措置は、一部の顧客の持続可能な方法で長期的リターンを創出する能力に影響を及ぼす、又は一定の資産が将来座礁する可能性につながります
- ・ 環境及び社会に関する法律(今後現れるもの及び既に存在するもののいずれも含む)への違反は、顧客の持続可能なリターンを創出し借入を返済する能力に影響を及ぼします
- ・ 将来、顧客が、現物資産について一定のリスクに対する適切な水準の保険に加入しない場合、特定の自然災害の場合に当グループが回収できる価値に影響を及ぼします。

当グループは、顧客に与信を提供する前に実施する信用リスク評価及びデューデリジェンス・プロセスの一環又は新しい商品開発のために、これらのリスクを考慮しています。当グループはまた、特にこれらの種類のリスクにさらされやすい業界及び地域について、クレジット・ポートフォリオ全体を、設定しているリスク選好及びリスク限度の範囲内で管理しています。2022 年 9 月 30 日現在、当グループは、今後表面化する ESG リスクの潜在的な影響を反映する信用減損引当金に FLA(訳者注: Forward Looking Adjustments)を含めています。これにはリズモアの洪水の潜在的な影響に関する 14 百万ユーロ(2022 年:計上なし)が含まれます。

開示例 6-2 は、ABN AMRO BANK 社が、ECL の計算にマネージメント・オーバーレイを組み込むことで、どのように潜在的な移行リスクを会計処理したかを説明している。

開示例 6-2—ABM AMRO Bank 社—2022 年度統合年次報告書(金融サービス部門—バンキング)

信用リスクの概要

2022 年は、マネージメント・オーバーレイの計上額は 328 百万ユーロ(2021 年 12 月 31 日現在:424 百万ユーロ)に減少しました。このうち△43 百万ユーロは、オーバーレイのインプットデータ及びモデル内調整の分類変更に起因するもので、P&L への影響はありませんでした。残りのマネージメント・オーバーレイは法人貸付ポートフォリオに対して計上され、その内訳は以下の通りです。

- ▶ 新規のマネージメント・オーバーレイは、当社のマクロ経済シナリオ及び既存の IFRS 第 9 号のモデルにおける最新の予測で完全に捕捉しきれていないウクライナ戦争の潜在的な影響について適用されています。潜在的に脆弱なクライアントへの二次的な影響に関する当初のオーバーレイは、個別のクライアント毎のレビューが完了したところで取り消し、適切な場合には分類変更しています。マクロ経済見通し全体の不確実性は依然として高く、三次的な影響については当初のオーバーレイを減損に関するオーバーレイに振り替えており、その金額は 2022 年度末時点で 123 百万ユーロになります。
- ▶ 新しい 34 百万ユーロのオーバーレイは、窒素排出を削減する政府の措置がオランダの畜産業のクライアントに及ぼす潜在的な影響に関するものです。
- ▶ ポートフォリオの活動縮小に関して予測される追加的リスクのコストを対象とする既存のオーバーレイは、これらのポートフォリオへのエクスポージャーを減少させる方針に従って減少しました。

2022 年度年次報告書で UBS グループはサステナビリティ及び気候リスクの ECL 測定への影響を開示した。開示例 6-3 に示されるように、影響は重要性のあるものではなかったが、その結果に対する理由が開示されている。

開示例 6-3—UBS Group 社 —2022 年度年次報告書(金融サービス部門—バンキング & ウェルス・マネジメント)

サステナビリティ及び気候リスク

サステナビリティ及び気候リスク(SCR)は、直接的又は間接的な移行コスト又は気候変動の影響を受ける可能性がある場所の物理的リスクに対するエクスポージャーにより、クライアント又はポートフォリオに悪影響を及ぼす可能性があります。そのような影響は信用力の低下につながり、結果的に ECL に影響を及ぼす可能性があります。

気候変動に影響される一定の指標(例:エネルギー価格)は、統計的な関連性が証明されている場合には既存の PD モデルに織り込まれていますが、その一方で UBS は現在、加重平均 ECL を導き出すために適用される 4 つの一般的な経済シナリオ以外に、特定の SCR シナリオを使用していません。データの不足を考慮すると、カリブレーション及び確率加重評価に係る重大なモデル・リスク及び課題があり、それが現時点で上述のようなアプローチを採用している根拠になります。

その代わりに、UBS は、移行リスクが相手方当事者の信用力の重要な決定要因になると判断される場合には、クライアント及び事業取引の調査プロセスに重点を置き、個別に措置を講じています。このレビュープロセスは、相手方当事者の信用度の下方修正又はリスク緩和措置の適用につながり、したがって個々の ECL の算定に影響を与える可能性があります。

ポートフォリオレベルでは、UBS は、SCR が中小企業及び大手企業に実行した融資の質に影響を与える範囲を評価するためにストレス時の損失に関する仮定の使用を開始しました。当初のテストは、外部の第三者（例えばイングランド銀行）が示す一連の仮定に基づいて実施していました。2022 年に実施した当該分析では、相手方当事者は、主に高リスク分野における重要性があるリスク集中を有していないことから、物理的リスク又は移行リスクに大きく影響されることはないと思われると結論付けられました。また、法人向け貸付債権の分析から、大半の場合、原資産の契約期間が終了した後の期間にもわたって、移行コスト又は物理的リスクからの重要な影響が潜在的に生じることが分かっています。規制の動向に関する最新情報によると、住宅資産の更新への投資には長いリードタイムを要するので、民間顧客の住宅担保貸付及び不動産貸付のポートフォリオにも同じことが言えます。

上述の要因の結果、SCR が加重平均 ECL に及ぼす影響の度合いは、2022 年 12 月 31 日現在、重要性があるものではないと評価されました。したがって、この点に関し特段のポスト・モデル調整を行っていません。

- ・ 本報告書の「リスク管理及び統制」セクションの「サステナビリティ及び気候リスク」を参照
- ・ 本報告書の「当社の戦略、事業モデル及び環境」セクションの「サステナビリティ及び気候への焦点」を参照
- ・ UBS の中核の貸付債権の満期分布については「SEC 規制で求められる UBS 社の連結補足開示」を参照

IFRS 第 9 号の減損に関する要求事項が適用される金融資産を保有している企業は、本稿にて概説している要因を検討しなければならないことに留意することが重要である。これは金融機関だけでなく事業法人にも言える。例えば、開示例 6-4 は Rolls-Royce 社が、ECL を見積る際に潜在的に脆弱な部門の影響をどのように検討したかを開示している。

開示例 6-4—Rolls-Royce Holdings 社 —2022 年度年次報告書(民間航空宇宙部門及び防衛産業部門)

1.会計方針

資産の耐用年数 — 有形固定資産及び使用権資産の耐用年数は、気候関連事項、例えば物理的リスク、減耗又は法的制限の結果、短縮される可能性があります。耐用年数の変更は、再評価日以降毎年認識される減価償却費又は償却費に直接的な影響を及ぼします。取締役会は耐用年数の見直しの際、当グループの脱炭素戦略の影響を考慮しましたが、当期の業績に重要性がある影響はありませんでした。取締役会は、注記 9 に開示している Trent 及び商用航空機に関連する資産化された開発費の 1,826 百万ポンドと 250 百万ポンドを含む、重要性がある無形資産の残存経済的耐用年数も考慮しました。サステナブル航空燃料「SAF」が利用可能になるエンジンのテストを含む、当グループが講じる措置及び現在生産されているすべての商用航空エンジン及び大半の一般的なレシプロエンジンは 2023 年末までにサステナブル燃料が利用可能になることを考え、取締役会は、経済的耐用年数の修正は必要ないと判断しました。

棚卸資産の評価 — 気候関連事項は、販売価格の下落の結果として棚卸資産の価値に影響を及ぼす可能性や需要の減少により陳腐化する可能性があります。市場の変動率に関係する棚卸資産の典型的な回転率を検討した結果、取締役会は、棚卸資産は適切に評価されていると考えています。

営業債権及び契約資産の回収可能性 — 気候関連事項は、当グループの顧客、特に民間航空宇宙部門の顧客に将来影響を及ぼす可能性があります。債権の回収可能性の評価に影響を与える重要性がある気候関連事項は、当期については発生していません。当グループの予想信用損失 (ECL) の引当金は、相手方当事者の信用リスクに気候変動が及ぼす影響の市場の評価を織り込んだ信用格付を使用します。営業債権及び契約資産の大半の満期を考えると、気候変

動が、その間の相手方当事者の信用リスクの重要性がある増加につながる可能性はほとんどありません。

弊社のコメント

気候リスクの企業の ECL 計算への影響は、内在するエクスポージャーの期間が長くなればなるほど、さらには脆弱な分野又は母集団への企業のエクスポージャーが大きくなればなるほど、大きくなる可能性が高い。気候リスクを ECL 計算に織り込むことは判断を要する性質のものであることを考えると、企業がこの点に関し行う重要な判断を支える強固なガバナンス・プロセスを整備すること、及びリスクと影響並びに重要な判断及び見積りの不確実性に関する充実した開示が行われることが重要になる。

元本及び金利の支払いのみ (SPPI) の要件に該当するかどうかを評価するためには、サステナビリティ連動貸付の条件を慎重に分析する必要がある

サステナビリティ連動 (ESG 連動) 貸付

サステナビリティ連動 (ESG 連動) 貸付は、借手が融資契約に定義される事前設定されたサステナビリティ目標を達成するかどうかに基づいて金利が変動するように設計される。例えば、借手が合意した数の製造施設についてグリーンビルディング格付システムの一一定の格付を達成するかどうかにより、金利が増減する融資条件が含まれることがある。これらの条件付きの金利修正では、借手の基礎になる成果に連動して貸付のキャッシュ・フローに変動幅が生じる。これは、基本的な貸付の取決めに整合しない可能性がある。

基本的な貸付の取決めでは、貨幣の時間価値及び信用リスクに対する対価が金利の最も重要な要素を占めるが、その他の要素が含まれることもある。しかし、基本的な貸付の取決めとは関係のない契約条件で、契約上のキャッシュ・フローにリスク・エクスポージャー又はボラティリティ (例: 株価又はコモディティ価格の変動のエクスポージャー) が生じる場合、SPPI 要件を満たす契約上のキャッシュ・フローが生じることはない。

弊社のコメント

サステナビリティ連動特約により金融商品が SPPI 要件を満たさなくなるかどうかに関し明確な線引きが存在する訳ではないため、これらの融資条件の分析が求められる。信用リスクなど、基本的な貸付リスクに見合う補償を提供するかどうか、又は基本的な貸付の取決めと整合的ではない新しいリスクに対する補償をもたらすかどうかを検討することが重要である。いくつかの条項は僅少な影響 (de minimis) かもしれないし、真正ではない (non-genuine) 可能性もある。事実と状況に基づいて適切な判断を行うことが必要となる。

NatWest Group 社の 2022 年度財務諸表からの開示例 6-5 は、サステナビリティ連動貸付を分類する際に行われる判断及び検討事項の例を示している。

開示例 6-5—NatWest Group 社—2022 年度年次報告書(金融サービス部門—バンキング)

10. 金融商品—分類

金融商品とは、一方の企業にとっての金融資産と、他の企業にとっての金融負債又は資本性金融商品(現金、デリバティブ、融資、預金、決済残高など)を生じさせる契約をいいます。本注記では IFRS 第 9 号「金融商品」に従って分類された金融商品を説明しています。

判断: 金融資産の分類

金融資産の償却原価で測定あるいはその他の包括利益を通じて公正価値で測定のいずれかへの分類においては、ビジネス・モデルと契約上のキャッシュ・フローに関する判断が求められます。

- ビジネス・モデルは、資産が回収を目的とする保有又は回収及び売却を目的とする保有のいずれに分類されるかを判断するためにポートフォリオレベルで評価されます。該当するビジネス・モデルを判断する際に考慮される情報には、ポートフォリオの方針及び目的、ポートフォリオの成果及びリスクがどのように管理され、評価され、経営者に報告されているか、及び過年度の売却の頻度、量及びタイミング、将来の売却の見込み及び売却の理由が含まれます。
- 金融資産の契約上のキャッシュ・フローの特性は、キャッシュ・フローが元本及び利息の支払いのみを表すかどうかを評価します。偶発的な特性やレバレッジ特性、ノンリコースの取決めや貨幣の時間価値を改変するような特性を含む、元本及び利息の支払いのみの条件を満たさなくなるような契約上のキャッシュ・フローを変更する条件を評価する際には一定の判断が行使されます。

当社は、契約に定められる一定の環境、社会及びガバナンス(ESG)の目標を借手が満たすことで契約上のキャッシュ・フローが変動する特約条項が付いた貸付を実行しています。これらは ESG 連動(サステナビリティ連動)貸付として知られます。これらの貸付には、例えば炭素排出の削減、取締役会における多様性(ダイバーシティ)の水準の引き上げ、サステナブルなサプライチェーンなど、借手の活動に連動する具体的な目標を借手が達成する(あるいは未達成)の場合には、金利が引き下げられる(引き上げられる)条件が定められています。ESG 特約はまず、契約上のキャッシュ・フローの修正は、これらの契約上のキャッシュ・フローにおけるリスク又はボラティリティに僅少なエクスポージャーしか生じさせないかどうかを評価します。僅少なエクスポージャーしか生じない場合には、分類に影響が生じることはありません。ESG 特約条項の影響が僅少ではないと評価される場合には、当社は判断を行使して、ESG 特約は基本的な貸付の取決めに整合しないリスクに対する見返りでないかどうかを確認します。これには特に、ESG 目標と借手の資産又は活動との整合性のレビュー、当社のリスク選好の考慮などが含まれます。これらの融資の一部は、25 ページの注記に開示されている当社の気候及びサステナブルなファンディング及びファイナンスの目標に不可欠なものです。

会計方針の情報については、会計方針に関する注記 3.8、3.9、3.10 及び 3.12 を参照してください。

EY の既存のガイダンス¹⁷

信用リスクに対する補償

貸付の全期間にわたりサステナビリティ目標の達成(又は未達成)が借手の信用リスクの改善(又は悪化)につながる可能性が高く、金利が借手の信用リスクの変化に対応して変動するような場合には、金融商品が SPPI 要件を満たす可能性はより高くなる。これは、IFRS 第 9 号が、金利の変動と信用リスクの増大の間に関係性があれば、そのようなキャッシュ・フローへの変動を容認する条項によって必ずしも SPPI 要件を満たさないと限らないと認めているからである。

融資の信用リスクのプライシング及びモニタリングを行う場合にサステナビリティに関する測定指標を考慮に入れているということを企業が立証できるようであれば、そうした関係性を示すことができるであろう。そのような条項と融資に設定された担保の価値が連動している(下記例 2 を参照)、又はそのような条項と融資のデフォルト確率が連動している(下記例 3 を参照)場合などがそれに該当する。信用リスクとの連動があまりにも間接的となる場合には(下記例 4 を参照)、条項をさらに評価しなければならない(下記の僅少な影響及びその他の基本的な貸付の取決めに関する補償を参照)

サステナビリティ条項と融資の信用リスクとが連動している場合、貸手は当該特性による契約上のキャッシュ・フローの変動の度合いが予測した信用リスクの変化に見合うものであるかを立証しなければならない。条項により信用リスクに対するエクスポージャーにレバレッジがかかる場合、融資が SPPI 要件を満たさない可能性は高くなる。この例外となるのが、条項により信用リスクの変化とは不釣り合いな金利の変動が生じる場合でも、契約に対しレバレッジが働くのではなく、借手が信用リスクを悪化させないインセンティブとして機能する懲罰的な金利を導入する場合である。

¹⁷ 詳細は [International GAAP® 2023, 第 43 章 5.4.7](#) を参照

以下はそうした検討の例を示している。

例 1: サステナビリティ連動ローン

ある銀行が新しい船舶のフリートの取得資金に対して融資を実行する。フリートが融資の担保に設定される。さらに融資にはサステナビリティ特約が付いており、炭素排出に関し借手の成果を業界で使用されている測定指標に照らして金利が上下する。測定指標は、フリートの航行距離及び船舶の規模を織り込んだ上で企業のフリートの炭素排出量を基に決められる。

このシナリオでは、排出量目標と担保(フリート)価値が連動する。銀行は以下を考慮する必要がある。

- ▶ フリートの価値は炭素排出量目標の達成に連動しているかどうか
 - ▶ 連動している可能性がある。すべての条件が等しいのであれば、メンテナンスがより適切に行われ、結果フリートがより効率的になれば、効率が悪いフリートよりも転売価値は高くなる。
 - ▶ しかし、より優れた効率性はフリートがより良い状態にあるということを保証するものではない。効率性は船舶のペイロード、航行時の船員の技能、出入りの激しい港のドックへの待機時間及び天候条件などその他の要因に左右される。
 - ▶ 事実と状況に基づき連動性の強さを判定するには判断が必要になる。
- ▶ フリートの価値の変動が融資の信用リスクに関する企業の評価に影響を与えるかどうか
 - ▶ このシナリオでは、フリートが融資の担保に設定されている。フリートの価値が高くなればなるほど、デフォルト時損失率は下がり、融資の信用リスクに関する企業の評価は改善する。
 - ▶ しかし、融資に担保が設定されていない場合、又は測定指標が融資の担保に設定されていない追加的な船舶の実績を考慮している場合、信用リスクとの連動性は立証がより困難になる。
- ▶ 排出目標の達成に対応する金利の変動部分は、関連する信用リスクの変化に対する適切な補償と考えられるかどうか。

例 2: サステナビリティ連動ローン

石炭火力発電所の整備資金のために電力会社に期間 10 年の融資が実行される。同発電所の操業が当該企業の唯一の事業となる。新しい現地の立法措置により、3 年経過した時点で一定の CO₂ 排出目標が満たされない場合には発電所の操業が禁止される。したがって、銀行は融資条件に 1 年ごとの目標値を織り込み、それを最終期限まで積み上げている。仮に発電所がこれらの契約上の排出目標を達成できない場合、融資の金利は引き上げられる。

貸手は、サステナビリティ特性と融資の信用リスクとの間の連動性を立証できる可能性が高い。最終的な排出目標が達成されない場合、発電所は稼働できなくなる。発電は企業の唯一の事業であるので、仮にそのような事態になれば、企業が融資を返済できる可能性は低くなる。契約上の排出目標は、借手が全体的な法律上の目標を満たすために追加的な対応を進めることを促すインセンティブとしての役割を果たす。法律上の期限が近づき、その達成がまだまだ先のようにだと、信用リスクもより大きくなる。契約上の特約により、信用リスクが高まるとそれに応じて金利は上昇する。したがって、契約上の排出目標と融資の信用リスクは明確に連動していることになる。

貸手は、金利の変動の程度は信用リスクの変動に見合うものであるかどうかを立証する必要がある。金利の変動が信用リスクの変動に見合っていない場合、貸手は、この特約は、借手が重要な法律上の期限に間に合わない遅延した進捗により信用リスクを増大させることに対する懲罰的特約として設計されたかどうかを検討しなければならない。

実際、信用リスクとの連動性は、明確にならない可能性がある。例えば、企業の信用リスクが複数の混在した事業から生じるが、融資とサステナビリティ特性が単一の事業又はその一部に関係する場合、またサステナビリティ目標を達成するコストが高く便益を上回る場合、この連動性が不明確になる可能性がある。

例 3: サステナビリティ連動ローン

短期貸付がある食品グループに実行される。貸付金利は、同グループのサステナビリティ・スコアカードに照らして評価される同グループの成果に応じて変動する。スコアカードには以下に基づく3つの目標が含まれる。

- a) グループの CO₂ 排出の減少
- b) 女性の新規採用率
- c) 社会的に恵まれなかった人々に提供される持続可能な食品生産における訓練時間

各目標に対する当グループの成果は重み付けされ、全体のスコアを決定するのに使用される。同グループが事前に設定された水準を上回るスコアを達成した場合には金利は引き下げられる。

この例示では、サステナビリティ目標の達成は、幅広く、目に見えない形で便益を企業に与える。例えば、当グループは、同グループに雇用されていない、及び同グループと契約又は金銭的關係を有していない人々に企業の社会的取組として訓練を提供することで訓練目標を達成できる。これにより企業の信用が改善し、おそらく長期的な企業業績及び信用リスクも改善するが、そうした連動性は間接的なものであり、弱いものとなる可能性が高い。さらに、貸付は短期貸付であり、当該特約と貸付の信用リスクとが連動していることを立証するのは難しいであろう。

僅少又は真正ではないサステナビリティ特約

貸手又は保有者はサステナビリティ特約が僅少か真正ではないかどうかについても検討しなければならない。企業は詳細な定量的分析が無くても、特約が僅少かどうかを結論付けることができなければならない。実務上の簡便法として、企業は詳細な分析をしなくてもそれを下回れば特約が「僅少」と判断できるような数値基準を導入することができる。適切な基準値がどのようなものであるかを決定するには判断が求められる。

その他の検討事項

僅少とはならないサステナビリティ特約や、貸付金の信用リスクの変動に見合わないキャッシュ・フローの変動をもたらすサステナビリティ特約を分析する場合、我々は以下を検討することで、サステナビリティ特約により基本的な貸付の取決めに整合的ではない新たなリスクについて補償が生じるかどうかを明確になると考えている。

- ▶ 借手と貸手の間の契約交渉の記録
- ▶ サステナビリティ特約の性質
- ▶ 貸手のプライシング決定
- ▶ 取引相手方が結果的に生じるサステナビリティ・リスクをモニタリングする範囲
- ▶ 借手が貸手に報告することを求められるサステナビリティ特約に関するデータの水準及び頻度

IFRS 第9号の適用後レビュー(PIR)

金利が ESG 目標の達成度合いに応じて変動する場合など、ESG 連動特約のついた金融資産の会計処理は、IFRS 第9号の適用後レビュー(PIR)で高い優先度の課題と識別とされた。議論の中で、これらの融資を分析する際の重要な観点とされたのが、企業(保有者)は何に対し補償を受け取ることになるのか及びそうした偶発事象の性質はどのようなものか、であった。¹⁸

改訂案

この論点に関する IASB の議論の結果、2023 年 3 月 21 日に公開草案(ED)「金融商品の分類及び測定の見直し」¹⁹ が公表された。本 ED は、ESG 連動特約を伴うものなど、金融資産の契約上のキャッシュ・フローの特性の評価に対処できるようにするための改訂を提案している。

IASB は 2 つの広範な改訂を提案している。最初の提案は、以下の検討を求めることで、貸手が受け取る補償が基本的な融資の取決めと整合的であるか否かを評価できるようにする。

- ▶ 貸手は何に対する補償を受け取ることになるのか
- ▶ 補償は、基本的な融資の取決めと整合的とは通常考えられないようなリスク又は市場要因を織り込んでいるか
- ▶ 契約上のキャッシュ・フローの変動が、その変動の方向及び規模を含めて、基本的な融資の取決めと整合的ではないかどうか

2 番目の改訂案は、金融資産の存続期間にわたって契約上のキャッシュ・フローの時期又は金額を変化させることとなる契約条件をどのように評価すべきかを規定するガイダンスを、以下を検討するように拡張する。

- ▶ 契約上定められた特定の変更が、偶発的事象の発生の蓋然性に関係なく、SPPI 要件を満たすことになるかどうか
- ▶ 基本的な融資の取決めに整合的であるためには、偶発的事象の発生又は不発生は債務者に固有のものでなければならない
- ▶ その結果生じる契約上のキャッシュ・フローは、債務者に対する投資又は特定の資産の運用成績に対するエクスポージャーを表すものであってはならない

¹⁸ これらの事項に関する IASB の審議内容の詳細: [IFRS 9 Post Implementation Review – progress to date](#)

¹⁹ IASB, 「金融商品の分類及び測定の見直し: IFRS 第9号及び IFRS 第7号の修正案」 2023 年 3 月 www.ifrs.org

さらに、本 ED は、SPPI 条件の一貫した適用をサポートするために以下の 2 つの例示の追加を提案している。

金融商品	分析
<p data-bbox="571 327 727 353">金融商品 EA</p> <p data-bbox="571 387 991 555">金融商品 EA は、前期に温室効果ガス排出量を契約に定められる一定量の削減を達成した場合に金利が特定のベース・ポイントだけ定期的に調整される有利子貸付である。</p>	<p data-bbox="1062 387 1501 483">契約上のキャッシュ・フローは、元本及び元本残高に対する利息の支払いのみである。</p> <p data-bbox="1062 488 1501 584">偶発的事象(契約上の温室効果ガスの削減量の達成)の発生は債務者に固有のものである。</p> <p data-bbox="1062 589 1501 757">偶発的事象の発生(又は不発生)に由来する契約上のキャッシュ・フローは、いかなる状況においても、元本及び元本残高に対する利息の支払いのみとなる。</p> <p data-bbox="1062 761 1501 898">契約上のキャッシュ・フローは、債務者への出資又は特定資産の成果に対するエクスポージャーのいずれを表すものでもない。</p>
<p data-bbox="571 943 699 969">金融商品 I</p> <p data-bbox="571 1003 991 1133">金融商品 I は、市場で決定される炭素価格指数が契約に定義される基準値に到達する場合に、金利が定期的に調整される有利子貸付である。</p>	<p data-bbox="1062 1003 1501 1099">契約上のキャッシュ・フローは、元本及び元本残高に対する利息の支払いのみではない。</p> <p data-bbox="1062 1104 1501 1272">市場要因(炭素価格指数)に対応して契約上のキャッシュ・フローが変動するが、これは基本的な貸付リスク又はコストではなく、したがって基本的な貸付の取決めに不整合となる。</p>

最後に本 ED は、利用者が契約上のキャッシュ・フローの時期又は金額を変化させる可能性のある契約条件が及ぼす影響をより適切に理解できるようにするための新しい開示を提案している。それらは、上述の ESG 連動特約付きの金融商品を含む、偶発的特性が存在する償却原価又は FVOCI で測定されるその他のすべての金融資産及び償却原価で測定される金融負債に適用され、特に以下について開示することを提案している。

- ▶ 偶発的事象の性質に関する定性的記述
- ▶ 当該契約条件から生じる可能性のある契約上のキャッシュ・フローの変動の範囲に関する定量的情報
- ▶ 当該契約条件の対象となっている金融資産の帳簿価額総額及び金融負債の償却原価

本 ED では、過年度については修正再表示を行う必要はなく、利益剰余金の期首残高を調整することになる。本 ED のコメント募集期限は 2023 年 7 月 19 日で、IASB のデュー・プロセスを経ることになり、上記に概要を示す提案内容も変更される可能性がある。

弊社のコメント

本 ED は ESG 特約の処理に関する多くの必要とされているガイダンスを提供するものである。本 ED で採用されているアプローチは、既存の要求事項に関する我々の解釈と整合的である。特約付きの金融商品の開示に必要な定性的及び定量的情報の取得には、かなりの作業と労力が必要となる可能性がある。

企業は、気候リスクに関し IFRS 第 7 号が求めている開示の範囲を検討しなければならない

開示

IFRS 第 7 号「金融商品：開示」は、企業は、利用者が当期中及び報告期間の末日時点における企業の財政状態に対する金融商品の重要性を評価できるようにする開示を財務諸表に提供しなければならないと定めている。

企業は金融商品への関与の結果として気候リスクにどの程度さらされているかを検討すべきである。IFRS 第 7 号は開示の情報が重要ではない場合を除いて、定性的及び定量的両方の開示を提供しなければならないと定めている。

7.炭素クレジットとグリーン電力証書

7.1 論点

適切な会計処理を決定するにあたっては、コンプライアンス市場又はボランタリー市場のいずれで取引されているかを含む、炭素クレジットの具体的な特性が重要となる

2015年パリ協定や各法域によって設定された温室効果ガスの排出削減目標は野心的なものであるため、各企業はカーボンフットプリントの削減策を見出すことを迫られている。カーボンフットプリントをニュートラル化又はオフセット化する方法として、炭素クレジット及び(又は)グリーン電力証書といった仕組みを利用する企業もある。こうした仕組みは、炭素削減ソリューションへの投資を加速させるのに役立つとともに、炭素排出削減・除去プロジェクトを取引可能な資産に変換する。炭素クレジットを生み出すプロジェクトは、一般的に、排出を削減するもの(例:再生可能資源による発電)と、排出を除去するもの(例:環境再生型農業、二酸化炭素回収・貯留)に分類される。

炭素市場は、コンプライアンス(強制参加型)市場とボランタリー(自主参加型)市場の2種類に大別される。ハイブリッド型の市場もありうる。ハイブリッド型の市場では、政府がボランタリー市場の使用を強く推奨したり、政府が排出に係る義務を決済する現金の代わりに、ボランタリー市場からの炭素クレジットを受け取ったりすることを容認することも考えられる。炭素クレジットの適切な会計処理は、具体的な特性(例えば、取引可能かどうか)と企業がそうした市場で果たす役割(例えば、プロジェクト開発者、ブローカー/ディーラー、排出者)によって決まる。

現在のところ、強制参加型の排出権取引制度(強制参加型の炭素クレジットを含む)又は自主参加型の炭素クレジットの会計処理を扱った明確な要求事項はない。IASBは、排出物価格設定メカニズムに関するプロジェクトを準備中であり、その中で、このようなメカニズム(排出権取引制度を含む)の会計処理には、ばらつきがあり、識別された問題の一部はIFRS会計基準に存在する可能性があるギャップや不整合に関連していると指摘している。本稿執筆時点では、当該プロジェクトは進行中のリサーチプロジェクトには該当していない。²⁰

明確な要求事項はないものの、いくつかの基準書には企業が考慮すべき関連するガイダンスが定められている。

- ▶ コンプライアンス市場で交付される炭素クレジット又はグリーン電力証書は、通常、政府補助金に相当する。IAS第20号「政府補助金の会計処理及び政府援助の開示」では、そのような非貨幣性補助金の交付を、企業が選択した方針に応じて、公正価値又は名目金額のいずれかで当初認識することを認めている。
- ▶ 補助金として受け取ったか、購入したかにかかわらず、クレジット又は証書を認識する場合、企業が当該クレジットを通常の事業の過程で販売目的で保有しているか、それとも通常の事業の過程における排出に係る負債を決済するために保有しているかに応じて、IAS第2号「棚卸資産」又はIAS第38号「無形資産」が適用される可能性がある。
 - ▶ IAS第2号が適用される場合、クレジットは取得原価と正味実現可能価額のいずれか低い方で計上される。しかし、IAS第2号を適用するブローカー/ディーラーは、棚卸資産を売却コスト控除後の公正価値、もしくは、原価と正味実現可能価額のいずれか低い方の金額のどちらかで測定することができる。

²⁰ <https://www.ifrs.org/projects/pipeline-projects> accessed 27 July 2023

- ▶ IAS 第 38 号が適用される場合、企業は原価モデルを適用する。ただし、クレジット又は証書が活発な市場で取引されている場合は除く。その場合は、再評価モデルを適用できる。無形資産として会計処理される排出権は、通常、その償却可能価額がゼロであるため、償却される可能性は低い。開始時におけるその予想残存価額は、その公正価値と等しい。その後、残存価額はその市場価値と等しいものの、排出権を保有している間に経済的便益の費消は発生しない。その代わり、経済的便益は、排出権取引制度に基づく排出に係る義務を決済する権利を引き渡す、又は権利を他の当事者に売却することにより実現される。減損の兆候がある場合は常に IAS 第 36 号の減損テストを実施する必要がある。
- ▶ IAS 第 2 号又は IAS 第 38 号のいずれを適用するかは、炭素クレジットの売却の会計処理においても重要である。なぜなら、IAS 第 38 号は無形資産の処分の会計処理について具体的な要求事項を定めている一方、炭素クレジットを棚卸資産として保有する企業は、通常、具体的な契約条件に応じて、IFRS 第 15 号「顧客との契約から生じる収益」を適用するか、又はブローカー／ディーラーであれば、IFRS 第 9 号を適用する可能性があるためである。
- ▶ 排出権デリバティブを取引するブローカー／ディーラーの場合は、当該契約は IFRS 第 9 号の範囲に含まれるため、純損益を通じて公正価値で会計処理する。ただし、当該デリバティブが当該企業に交付された排出権の公正価値をヘッジするものである場合、又はいわゆる「自己使用の例外」の要件を満たす場合を除く。

7.2 影響

コンプライアンス市場

コンプライアンス市場はすべての法域で存在するわけではないが、存在する場合、当該市場への参加は一定の企業にとって義務である。当該市場は通常、政府または政府機関によって運営されている。

そうした市場では、炭素クレジットを GHG 排出量に対する支払い義務を決済するために使用できる(又は使用が強制される)。したがって、炭素クレジットの価格は、需要と供給によって決まるものの、企業が政府との間で排出に係る負債を決済するために支払うべき金額も関連する要素となる。強制参加型制度の最も一般的な仕組みが、キャップ・アンド・トレード方式である。この方式では、参加者は、キャップ(すなわち、許容排出量の上限)に相当する排出権又は排出枠を割り当てられ、それらの排出枠を取引することが認められる(例えば、EU の排出量取引制度(EU ETS))。

グリーン電力証書も類似したものである。通常、発電企業は、再生可能エネルギーからの発電量(kWh)に基づき政府から証書の発行を受ける。電力(再生可能エネルギー及び従来型エネルギーの両方から発電)を供給する企業は、1 年間に消費者に販売した総電力量 kWh に応じた数の証書を政府に提出するか、提出する証書数が不足する範囲でペナルティを支払うことが義務付けられる。

発電企業は、電力供給企業にグリーン電力証書を売却することができ、その収入を用いて、実質的に再生可能エネルギーによる高い発電コストを補填することができる。グリーン電力証書の価格は、多くの変数に応じて決まるが、主には、再生可能エネルギーから発電される電力量に応じて引渡されるべき証書の数、及び必要な数の証書が提出されなかった場合に支払うペナルティの水準によって決まる。

強制参加型の排出権取引制度について IFRS には明示的な要求事項はないため、IAS 第 8 号に従い独自の会計方針を策定する必要がある

強制参加型の炭素クレジット

コンプライアンス市場における炭素クレジット(強制参加型の炭素クレジット)の会計処理は、関連する GHG 排出量に係る負債と一緒に検討する必要がある。IFRS には明示的な要求事項はないため、企業は IAS 第 8 号「会計方針、会計上の見積りの変更及び誤謬」に従い独自の会計方針を策定する必要がある。実務上、3 つの方法が受け容れられている。

- ▶ IFRIC 第 3 号「排出権」アプローチ。当該基準書は廃止されたものの、既存の IFRS に対する適切な解釈の一つと考えられている。この方法に従うと、クレジット又は排出枠に係る資産、政府補助金、及び排出に係る負債が認識される。しかし、この方法では、排出枠の引渡義務に係る負債が現在の市場価格で測定されることになるため、会計上のミスマッチが生じることとなる。
- ▶ 正味負債アプローチ。この方法に従うと、政府補助金の形態で受け取ったクレジット又は排出枠は名目金額で計上され、購入したクレジットは原価で当初認識される。通常、排出量が保有しているクレジット又は排出枠を超過する場合に負債が認識される。
- ▶ 政府補助金アプローチ。この方法に従うと、クレジット又は排出枠に係る資産、政府補助金、及び排出に係る負債が認識される。したがって、IFRIC 第 3 号アプローチと類似するが、負債は、クレジット又は排出枠が当該負債を決済するのに使用される範囲で当該クレジット又は排出枠の帳簿価額を参照して測定される点が異なる。

コンプライアンス市場におけるグリーン電力証書

当該市場での企業の役割が会計処理を決定する上で重要となる。

- ▶ 発電企業 - 再生可能資源を使用する発電企業に該当する場合、グリーン電力証書の付与は、発電企業により政府補助金として会計処理される。その後、当該証書を売却するか使用するかに応じて、IAS 第 2 号又は IAS 第 38 号が適用される。
- ▶ 電力供給企業 - 電力供給企業が発電企業にも該当するかの検討が重要
電力供給企業が再生可能エネルギーの発電企業でもある場合、付与された証書を自身で使用するか、又は付与された証書を市場で売却して、政府に提出すべき証書が不足する場合にはペナルティを支払うかという選択肢がある。この場合、グリーン電力証書の許容される会計処理は、原則的に上記で説明した強制参加型の炭素クレジットの会計処理と同じとなる。

電力供給企業が発電企業ではない場合、電力を顧客に販売するにつれて、政府に提出すべき証書に係る義務を表す負債を認識する必要がある。企業が市場で証書を購入する場合、IAS 第 38 号又は IAS 第 2 号を適用して当該証書を会計処理することができる。ただし、当該証書が販売目的で保有される場合は IAS 第 2 号だけが適用できる。

ブローカー／ディーラー

ブローカー／ディーラーがクレジット又は証書を自己の使用のために保有しつつ、当該クレジット又は証書を売買する部署も備えている場合、自己使用目的で保有する排出権と売買目的で保有する排出権を区分して記録する必要がある。ブローカー／ディーラーが売買目的で保有するクレジット又は証書は、IAS 第 2 号の範囲に含まれる。大半の場合、ブローカー／ディーラーはそのような棚卸資産を売却コスト控除後の公正価値(FVLCS)で測定し、FVLCS の変動を純損益に認識する。しかし、その代わりに、原価と正味実現可能価額のいずれか低い方の金額でそうした棚卸資産を

測定することも選択できる。

証書が自己使用目的で保有されている場合、ブローカー／ディーラーは当該証書を無形資産又は棚卸資産のいずれか適切な方で会計処理するため、上記の検討事項が適用される。

セクション 7.1 で述べたとおり、売却取引に関しては、ブローカー／ディーラーは通常、IFRS 第 15 号を適用する。しかし、具体的な契約条件によっては、IFRS 第 9 号が適用され得る。

ボランティア市場

ボランティア市場はコンプライアンス市場の枠外で機能する。炭素クレジットは独立した認証機関(Gold Standard、Verra など)によって認証されるが、それぞれが独自のモデルや認証要件を定めている。これらの市場で発行されるクレジットはコンプライアンス目的で使用されることを意図していない。企業は、法律や規制によってこれらの市場の利用を義務付けられているわけではないが、例えば、カーボン・ニュートラルであることを顧客に表明できるようにするために自発的に利用する。

ボランティア市場への企業の参加は、依然として限定的かもしれない。しかし、そうした市場に参加する選択をした企業は、発行されるクレジットの特性を理解し、適切な会計処理を検討する必要がある。

ボランティア市場での価格設定は、クレジットの具体的な特性、例えば、クレジットの認証機関、クレジットを生み出す排出削減・除去プロジェクトの種類、排出が削減・除去される時期と場所、クレジットは取引可能か(すなわち、売却可能か)、取引可能だとしたら買手又は売手に何らかの制約は課されるのか、といった特性に応じて決まる。

したがって、同じ種類のプロジェクトから生じる自主参加型の炭素クレジットは類似しているかもしれないが、代替可能ではない。この点を考慮することは、公正価値を測定する場合に重要になる。例えば、公正価値測定のインプットとして、類似の自主参加型の炭素クレジットの売却を用いる場合、公正価値が適切であることを確保するため、それらの類似クレジットの売却価格に調整が必要となる可能性が高い。さらに、ボランティア炭素市場は発展途上にあるため、多くのインプットがまだ観察不可能である。公正価値測定の詳細については、上記セクション 5 を参照されたい。

事後発行クレジット(Ex-post credits)

事後発行クレジットは、排出削減・除去が実施された後に発行される炭素クレジットである。これらのクレジットは、公認の基準設定機関によって認証されなければならない。

事後発行クレジットの会計処理について検討すべきことは、企業がプロジェクト開発者(すなわち、炭素クレジットを生み出している企業)なのか、クレジットの買手なのか、クレジットの使用者なのかに応じて異なる。

重要論点として、企業、特にプロジェクト開発者が自主参加型の炭素クレジットを資産として認識できるかということがある。資産が存在するかどうかは、当該クレジットが企業にとって将来の経済的便益を生み出すかどうかにより決まる。コンプライアンス市場では、強制参加型の炭素クレジットは、政府(又は政府機関)との間で排出に係る負債を減少又は決済するために使用することができる。こうした使用がボランティア市場で生じる可能性は低いいため、クレジットを販売できる能力(企業の意図に関係なく)が自主参加型の炭素クレジットを資産として認識できるかどうかを決定する上で重要な要素となる。

強制参加型の炭素クレジットと同様に、自主参加型の炭素クレジットは、そのクレジットが通常の事業の過程で販売目的で保有しているか、あるいは企業がそのクレジット自体を使用することを意図しているかによって、IAS 第 2 号又は IAS 第 38 号が適用される可能性がある。

ボランティア炭素クレジットの特性が、各クレジットに独自性をもたらしている

資産をどの時点で、どの金額で認識するかを決定するにあたっては、クレジットの入手方法が重要となる。

▶ プロジェクト開発者

どの時点で自主参加型の炭素クレジットを認識するかを決定するには、プロジェクト開発者の判断を必要とする可能性が高い。一般的に、自主参加型の炭素クレジットは、当該クレジットが認証された時点で認識可能である。しかし、原価法が使用される場合(下記を参照)、それより前の時点で炭素クレジットの生成に関連するコストの資産計上を開始できる可能性がある。認識時期を決定する上で考慮すべき要素には以下がある。

- ▶ 認証プロジェクトの質 - 認証プロセスが単純又は事務的なものである場合、資産が存在すると決定することは容易かもしれない。ただし、自主参加型の炭素クレジットの認証を受けるためのコストは、認証を得る前に必要な活動が多くないことで、わずかかもしれない。認証プロセスが堅固なものである場合、プロジェクトの後半まで認証が受けられる可能性は分からないかもしれない。
- ▶ 炭素削減・除去のプロジェクト又はアプローチがどの程度確立されているか - 新しいアプローチの初期段階での認証は困難な可能性がある。

上記の要素は、自主参加型の炭素クレジットの当初測定にも影響を及ぼす。どの基準書が適用されるかに応じて、企業はIAS第2号又はIAS第38号の原価に係る要求事項を適用して、認証を受けた時点でコストの資産計上を中止しなければならない。

しかし、生成される資産が生物学的変化(例えば、樹木)²¹の対象となる場合、上記の会計処理の代わりに、会計方針の選択として、IAS第41号「農業」における収穫時点の農産物に対する要求事項を類推適用できると考えられる。当該類推は当初測定だけに適用され、認証を受けた時点で処分コスト控除後の公正価値で当初測定される。当該公正価値は、その後、IAS第2号又はIAS第38号を適用する際の原価とみなされる。

IAS第2号は、すべての加工費及び棚卸資産を最終的な状態にするためのコストを含めるように求めている。同様に、IAS第38号も、自己創設無形資産の取得原価は、当該資産の生成、製造及びその資産を経営者の意図した方法で稼働可能にする準備に必要な、直接起因する原価のすべてで構成されることを要求しており、それらの原価の例も提供されている。含めるべき適切なコストを決定するためには、判断が必要となる。

自主参加型の炭素クレジットが製造過程の副産物(例えば、グリーン電力の生産と同時に生成されるクレジット)である場合、主製品と自主参加型の炭素クレジット(副産物)の間でコストを適切に配分するための判断も必要となる。

²¹ 「生物学的変化とは、生物資産の質的又は量的な変化を生じさせる、成長、変性、生産及び生殖のプロセスからなる」IAS第41号第5項

▶ *自主参加型の炭素クレジットの買手*

買手は通常、購入時に自主参加型の炭素クレジットを認識し、必要に応じて、IAS 第 2 号又は IAS 第 38 号の当初認識時の取得原価に係る要求事項を適用する(ブローカー/ディーラーについては以下の検討事項を参照)。

企業が財又はサービスの提供と引き換えに自主参加型の炭素クレジットを入手する場合もある。具体的な契約条件に応じて、IFRS 第 15 号、IFRS 第 16 号又は IFRS 第 9 号などの基準書が、こうした場合に関連する可能性がある。

例えば、企業がサービスの提供と引き換えにクレジットを入手しており、当該契約が IFRS 第 15 号の範囲に含まれると想定する。そうしたケースでは、当該クレジットは非現金対価に相当し、企業が IFRS 第 15 号に従い当該クレジットの支配を獲得した時点で認識し、公正価値で測定する必要がある。

保有しているクレジットをどうするかは、当該資産の認識の中止時点を決定し、その時点で何を認識すべきかを決定するにあたって重要である。

▶ *自主参加型の炭素クレジットの売却*

企業が当該クレジットに IAS 第 2 号を適用している場合は、通常、IFRS 第 15 号を適用して当該クレジットの売却を会計処理し、収益を認識する。ただし、IFRS 第 9 号が適用される場合を除く(下記のブローカー/ディーラーに関する検討事項を参照)。

企業が自主参加型の炭素クレジットに IAS 第 38 号を適用している場合、当該基準は独自の処分に係る要求事項を定めており、処分に係る利得又は損失(すなわち、純額)の認識が要求される。

適用する基準に関係なく、企業は自主参加型の炭素クレジットを売却する取引を慎重に分析する必要がある。

- ▶ 自主参加型の炭素クレジットの支配は移転されるか
- ▶ 取引に他の当事者(例: 代理人、ブローカー)の関与はあるのか
- ▶ 企業は顧客に代わってクレジットを処分しているのか
- ▶ 企業は、財の生成又はサービスの提供の一環として排出量のオフセットを約束しているのか。

もしそうであれば、それが顧客に対する約束(すなわち、実際に顧客に対する財又はサービスを移転している)なのか、それとも事業をする上での追加コストなのかを慎重に分析する必要がある。

例えば、飛行から生じるすべての排出をオフセットすることをコミットメントしている航空会社を想定する。もし顧客が排出をオフセットするために追加料金を支払っている場合、それは何らかの財・サービスに対する支配が顧客へ移転されていることになるのか、それとも航空会社が事業をする上での追加コストを補填するためより多い対価を受け取っていることになるのか。詳細については下記の「自主参加型の炭素クレジットの使用」を参照。

この分析は、取引の実態を決定する上で役立ち、適切な認識中止の時期及び純損益への認識を決定する上で有益である。

▶ **自主参加型の炭素クレジットの使用**

通常、自主参加型の炭素クレジットの「使用」とは、概念上の排出量登録簿(すなわち、財務諸表外の情報)を減少させることを意味する。

自主参加型の炭素クレジットは、使用された時点で認識中止されるべきであり、この時点は通常、当該クレジットの正式な処分と一致する。一定の場合、この結果、費用の即時認識がなされる。大半の場合、炭素クレジットの認識中止によって、マーケティング・コストが認識される。

自主参加型の炭素クレジットが概念上の排出量登録簿を減少させるのに使用される場合、これは認証又は購入の直後に発生する可能性がある。したがって、そうした場合、企業は、当該クレジットについて資産を認識してから即時に認識中止するか、マーケティング・コストを即時に認識するか(資産は認識しない)といういずれかを方針として選択する。いずれの方法であっても、純損益への影響は同じとなる。しかし、開示は異なる結果となる(例えば、キャッシュ・フロー計算書での分類、注記など)。企業は、財務諸表利用者が財務諸表への影響を理解できるように、その方針を明記し、注記で適切な開示を行うべきである。

自主参加型の炭素クレジットの使用とは、財又はサービスの創出の過程での排出をオフセットするためのクレジットの使用を意味することを意図している場合もある。上記の「自主参加型の炭素クレジットの売却」で説明したとおり、企業は、それが財又はサービスの顧客への移転なのか、単純に事業を行う上での追加コストなのかを慎重に分析する必要がある。この点は、関連コストが売上原価を構成するのか、履行義務を履行するためのコストなのか、それともマーケティング・コストなのかを理解する上で重要となる。

企業が第三者又は政府との間で負債を(部分的に)決済するために自主参加型の炭素クレジットを使用できる場合、当該クレジットが移転された時点で当該クレジットの認識を中止しなければならないが、当該負債を(部分的に)認識中止することができる。

ブローカー／ディーラー

コンプライアンス市場での検討事項(上記で説明)と整合するように、

- ▶ 自己使用目的で保有する証書と売買目的で保有する証書とを適切に区別することが重要である。
- ▶ ブローカー／ディーラーが売買目的で保有する自主参加型の炭素クレジットは、IAS 第2号の適用範囲に含まれるため、ブローカー／ディーラーは当該棚卸資産を処分コスト控除後の公正価値(FVLCS)で測定し、当該FVLCSの変動を純損益に認識するという選択ができる。

自主参加型の炭素クレジットの公正価値を測定するのは、コンプライアンス市場のクレジット又は証書を測定するより困難な可能性がある。

上記で説明したとおり、自主参加型の炭素クレジットは代替可能ではなく、多くの評価インプットが依然として観察不可能である。この点を鑑みて、ブローカー／ディーラーは、自主参加型の炭素クレジットを処分コスト控除後の公正価値ではなく、取得原価と正味実現可能価額のいずれか低い方で測定する可能性がある。

利用者がクレジット又は証書の特性および財務諸表に与える影響を理解するのに役立つように、企業は十分な情報を開示する必要があります

開示

炭素クレジット又はグリーン電力証書に適用される単一の基準書というものは存在しないが、上記で説明したとおり、適用される複数の基準書がある。したがって、企業は、IAS 第 2 号、IAS 第 20 号、IAS 第 38 号、IFRS 第 15 号又は IFRS 第 9 号といった基準書に従い、十分な情報が確実に開示されるようにする必要がある。また、強制参加型の排出権取引制度に関しては、企業は、IAS 第 8 号の要求事項に従い策定した会計方針について十分な情報を提供する必要がある。炭素クレジット又はグリーン電力証書を無形資産あるいは棚卸資産のいずれとして分類するかは、キャッシュ・フロー計算書においてそれぞれ投資活動又は営業活動の項目に表示されることになるため、キャッシュ・フロー計算書における分類に影響する。

適用される基準書に関係なく、市場、クレジット及び証書が異なるということは、財務諸表利用者は関連するリスク及び機会を理解するために追加情報を必要としていることを意味する。最低限、企業が強制参加型の排出権取引制度の対象となっているかどうか、対象となっている場合は、どの制度かを開示することが有用である。

企業が炭素クレジット及びグリーン電力証書について、会計方針、炭素クレジットや証書についての情報（コンプライアンス市場又はボランタリー市場で取引されているのか、事前発行なのか事後発行なのかなど）、排出に係る負債、純損益に対する影響をはじめとして、十分な開示を行うことが重要である。また、企業はコンプライアンス市場から生じた資産及び負債と、ボランタリー市場から生じた資産とを区別する必要がある場合がある。

弊社のコメント

排出量を削減する必要があることから、炭素クレジット及びグリーン電力証書は引き続き政府によって使用され、ボランタリー市場は引き続き成長することが見込まれる。新しい種類の排出削減・除去プロジェクトも出現することが見込まれ、企業はそうしたプロジェクトを収益化するための新たな道を模索するだろう。

IASB が明確な要求事項を定めるまで、企業は適切な会計処理を決定するにあたり、強制参加型制度及びボランタリー市場のクレジットに関する特性を慎重に分析する必要がある。財務諸表利用者が、財務諸表への影響ならびに企業が直面するリスク及び機会を確実に理解できるようにするために、十分な開示が重要である。

付録 1: その他の気候関連の会計上の検討事項

下記に、企業に影響を与え得るその他の気候関連の潜在的な会計上の検討事項を示している。実務が進展し、より多くの情報が得られるようになれば、我々は本冊子を更新し、これらの論点の中から個別に取り上げる予定である。

基準書	潜在的な会計上の検討事項
IAS 第 2 号 「棚卸資産」	棚卸資産の収益性は低下したか(カーボンオフセット費用、追加の輸入関税、加工及び設計変更費用による)、また陳腐化したか(顧客の需要の変化や規制の変更による)? 生産時の排出量に課せられる賦課金は生産された棚卸資産の原価に含めるべきか?
IAS 第 10 号 「後発事象」	報告日後に発生する特定の規制や市場の動向は、修正を要しない後発事象か?
IAS 第 12 号 「法人所得税」	気候関連の法律の制定又は税法の改正で資産の回収の方法が変わると見込まれるか? 気候関連の法律の制定(例: 事業を行うコストが高くなる)及び関連する税法(例: 一定の費用の損金算入制限)で企業のビジネス・モデルの実行可能性に影響が生じる場合、企業は繰延税金資産を回収することができるか?
IAS 第 19 号 「従業員給付」	企業の従業員給付のうち、特定の気候関連目標の達成に左右されるものはあるか?
IAS 第 20 号 「政府補助金の会計処理及び政府援助の開示」	特定の気候関連の新たな取組に対応して政府のインセンティブ又は援助が導入または変更されているか? 気候関連の目標や取組に関連して、政府補助金に条件が付されているか? それらの条件を満たすための企業の能力に影響を与えたか、又は補助金の返還が必要となり得る変化が生じたか?
IAS 第 41 号 「農業」	財務諸表にその性質及び金額を開示する必要がある、重要な収益又は費用項目が生じることになる気候、病害及びその他の自然リスクに関連する事象が生じたか? カーボンオフセットや炭素吸収源として樹木を保有又は植樹している企業は、それらの資産にどの会計基準書を適用するかを検討したか? ²²
IFRS 第 2 号 「株式に基づく報酬」	企業の株式に基づく報酬制度のうち、特定の気候関連目標の達成に左右されるものはあるか?

²² 詳細については弊社刊行物 [IFRS Developments 第 199 号: 使用または販売のためにカーボンオフセットを生成するために所有される樹木の会計処理](#) | [IFRS Developments](#) | [IFRS インサイト](#) | [EY Japan](#) を参照

基準書	潜在的な会計上の検討事項
IFRS 第 8 号 「事業セグメント」	<p>セグメント情報の内容は、年次報告書の他の部分やその他の投資家向けに開示される情報と整合しているか(例:コモディティ/コモディティ以外の事業に関する情報が最高経営意思決定者(CODM)によりレビューされる場合など)?</p> <p>企業活動が気候に与える影響を全面的に反映するために、内部報告目的で IFRS 情報を調整しているか?</p>
IFRS 第 10 号 「連結財務諸表」	<p>新たな気候関連の規制により、特定の事業や活動に対する支配を喪失するか(例:特定の活動を継続することができない、又は重要な意思決定に影響を与えることができなくなるなど)?</p>
IFRS 第 15 号 「顧客との契約から生じる収益」	<p>企業は、気候関連の進展により、一定の期間にわたって認識される収益に関する不確実性の増大に直面しているか?</p> <p>気候関連の進展が、企業が権利を有すると見込む変動対価の範囲に影響を与えているか(変動対価に関する制限の評価を含む)?</p> <p>顧客は購入時に排出量を相殺するための任意又は必須の手数料を請求されるか?その場合、企業は会計処理への影響を評価しているか(例:約定された財又はサービスが存在するか、本人か代理人かなど)?</p> <p>気候関連の進展により顧客との契約が変更されたか(例:カーボンフットプリントの小さい財又はサービスに変更)?</p> <p>気候関連の進展により、見込んでいた収益契約(例:契約の更新)に影響を及ぼし、既存の契約コスト資産について減損評価を行う、又は償却期間を修正する必要が生じるか?</p>
IFRS 第 16 号 「リース」	<p>リース期間やリース負債の再評価が求められるような変化(例:ビジネスモデルの変化、事業再編計画)が生じているか?</p> <p>気候に関連した市場や法的環境の変化(例:特定の資産の利用や活動ができなくなる)により、リース契約の条件が変更されているか?</p> <p>気候関連リスク及び機会に対応するために締結した新たなリース契約や追加された契約条件は識別されているか?</p>
IFRS 第 17 号 「保険契約」	<p>IFRS 第 17 号の適用対象となる保険契約を発行する企業は、気候関連リスク及び見積りの不確実性の識別、モデリング及び管理にさらに注力する必要がある。これは、IFRS 第 17 号が適用される保険契約負債と、多くの保険会社が負債を補填するために保有する重要な金融資産の両方に当てはまる。</p> <p>IFRS 第 17 号関連の重要な検討事項は以下の通りである。</p> <p>IFRS 第 17 号の測定モデルで使用される企業のリスクに係る仮定は、気候関連の進展を適切に反映しているか(例:事業の中断、不動産の損害又は死亡などの保険事故の頻度や規模の増加)?</p> <p>気候関連のリスクは IFRS 第 17 号が適用される契約のグルーピングに影響を与え得るか?</p> <p>IFRS 第 17 号の適用する際に下した、気候変動に関連する重大な判断及び判断の変更に関し、十分な開示を提供しているか?</p> <p>以下に関する注記事項を適切に開示しているか?</p> <ul style="list-style-type: none"> IFRS 第 17 号の適用対象の契約から生じる気候関連リスクの集中。企業がどのように集中を判断しているかに関する記述及び各集中を特定する共通の特徴(例:保険事故の種類、業界又は地理的領域)に関する記述を含む。

- ・ 感応度を通じて生じるリスク変数の変化に対するエクスポージャー。感応度分析に使用した方法及び仮定に関する記述を含む。

企業は、利用者がその影響を理解できるように、関連するリスク管理手続を十分に開示しているか？そして、この開示は、財務諸表内外の他の開示と整合しているか？

適切な場合、企業は事業を行っている地域にある気候関連規制による影響を開示しているか？

付録 2: 本稿の重要な変更点の要約

2022 年 11 月版以降に行った本稿における主要な変更は、開示例の更新(利用可能な場合)、及び新たな開示例の追加である。

財務諸表外で行われるサステナビリティ報告と財務諸表内の財務報告の一貫性に関する検討事項について、本稿全体を通して解説を付け加えている。

その他の、2023 年 8 月更新版に行った変更を以下に要約する。

4. 引当金

IASB の引当金プロジェクトに関し 1 つパラグラフを付け加えている。さらに、企業が公に行うコミットメントに関する推定的義務の解説をより詳しく行っている。

6. 金融商品

IASB における基準設定の動向を反映するために、その他の基本的な貸付リスクに対する補償のセクションを更新している。

7. 炭素クレジット

コンプライアンス(強制参加型)市場とボランタリー市場の両方における炭素クレジットに関する検討事項を解説する新しいセクションを付け加えている。

EY | Building a better working world

EY は、「Building a better working world ～より良い社会の構築を目指して」をパーパス(存在意義)としています。クライアント、人々、そして社会のために長期的価値を創出し、資本市場における信頼の構築に貢献します。

150 カ国以上に展開する EY のチームは、データとテクノロジーの実現により信頼を提供し、クライアントの成長、変革および事業を支援します。

アシュアランス、コンサルティング、法務、ストラテジー、税務およびトランザクションの全サービスを通して、世界が直面する複雑な問題に対し優れた課題提起 (better question) をすることで、新たな解決策を導きます。

EY とは、アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドのグローバルネットワークであり、単体、もしくは複数のメンバーファームを指し、各メンバーファームは法的に独立した組織です。アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドは、英国の保証有限責任会社であり、顧客サービスは提供していません。EY による個人情報の取得・利用の方法や、データ保護に関する法令により個人情報の主体が有する権利については、ey.com/privacy をご確認ください。EY のメンバーファームは、現地の法令により禁止されている場合、法務サービスを提供することはありません。EY について詳しくは、ey.com をご覧ください。

EY 新日本有限責任監査法人について

EY 新日本有限責任監査法人は、EY の日本におけるメンバーファームであり、監査および保証業務を中心に、アドバイザリーサービスなどを提供しています。

詳しくは ey.com/ja_jp/people/ey-shinnihon-llc をご覧ください。

© 2023 Ernst & Young ShinNihon LLC.
All Rights Reserved.

ED None

本書は一般的な参考情報の提供のみを目的に作成されており、会計、税務およびその他の専門的なアドバイスをを行うものではありません。EY 新日本有限責任監査法人および他の EY メンバーファームは、皆様が必要に応じて本資料を利用することにより被ったいかなる損害についても、一切の責任を負いません。具体的なアドバイスが必要な場合は、個別に専門家にご相談ください。

本資料は 008155-23Gbl の翻訳版です。

ey.com/ja_